

# 風水害・雪害対策編

# 風水害・雪害対策編

## 第1部 災害予防..... 風雪-1

|                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| 第1章 風水害・雪害に強いまちづくり .....             | 風雪-1  |
| 第1節 河川事業の推進 .....                    | 風雪-1  |
| 第2節 砂防事業の推進 .....                    | 風雪-3  |
| 第3節 山地防災事業の推進 .....                  | 風雪-4  |
| 第4節 農地防災事業の推進 .....                  | 風雪-5  |
| 第5節 雪害の予防 .....                      | 風雪-6  |
| 第6節 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備 .....      | 風雪-9  |
| 第7節 建築物の安全性の確保 .....                 | 風雪-10 |
| 第8節 ライフライン施設の機能確保 .....              | 風雪-11 |
| 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え .....          | 風雪-13 |
| 第1節 避難誘導体制の整備 .....                  | 風雪-14 |
| 第2節 災害危険区域の災害予防 .....                | 風雪-17 |
| 第3節 災害未然防止活動体制の整備 .....              | 風雪-20 |
| 第4節 情報の収集・連絡体制の整備 .....              | 風雪-21 |
| 第5節 通信手段の確保 .....                    | 風雪-22 |
| 第6節 職員の応急活動体制の整備 .....               | 風雪-24 |
| 第7節 防災関係機関の連携体制の整備 .....             | 風雪-25 |
| 第8節 防災中枢機能等の確保 .....                 | 風雪-27 |
| 第9節 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備 .....      | 風雪-29 |
| 第10節 緊急輸送活動体制の整備 .....               | 風雪-30 |
| 第11節 避難の受入体制の整備 .....                | 風雪-32 |
| 第12節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備 ..... | 風雪-35 |
| 第13節 広報・広聴体制の整備 .....                | 風雪-36 |
| 第14節 二次災害の予防 .....                   | 風雪-38 |
| 第15節 複合災害対策 .....                    | 風雪-39 |
| 第16節 防災訓練の実施 .....                   | 風雪-40 |
| 第3章 住民等の防災活動の促進 .....                | 風雪-42 |
| 第1節 災害被害を軽減する住民運動の展開 .....           | 風雪-42 |
| 第2節 防災思想の普及 .....                    | 風雪-44 |
| 第3節 住民の防災活動の環境整備 .....               | 風雪-49 |
| 第4章 要配慮者対策 .....                     | 風雪-54 |
| 第1節 要配慮者対策 .....                     | 風雪-54 |
| 第5章 その他の災害予防 .....                   | 風雪-61 |
| 第1節 孤立化集落対策 .....                    | 風雪-61 |
| 第2節 災害廃棄物対策 .....                    | 風雪-63 |
| 第3節 罹災証明書の発行体制の整備 .....              | 風雪-64 |
| 第4節 学校施設等の災害予防 .....                 | 風雪-65 |
| 第5節 文化財の災害予防 .....                   | 風雪-66 |

## 第2部 災害応急対策.....風雪-67

|                                   |        |
|-----------------------------------|--------|
| 第1章 災害発生直前の対策.....                | 風雪-67  |
| 第1節 警報等の伝達.....                   | 風雪-67  |
| 第2節 水防計画.....                     | 風雪-78  |
| 第3節 避難誘導.....                     | 風雪-79  |
| 第4節 広域避難.....                     | 風雪-83  |
| 第5節 災害未然防止活動.....                 | 風雪-85  |
| 第6節 物資及び電力確保に関する事前対策.....         | 風雪-86  |
| 第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....     | 風雪-87  |
| 第1節 災害情報の収集・連絡.....               | 風雪-87  |
| 第2節 通信手段の確保.....                  | 風雪-93  |
| 第3章 活動体制の確立.....                  | 風雪-95  |
| 第1節 災害対策本部の設置.....                | 風雪-95  |
| 第2節 災害対策本部の組織.....                | 風雪-98  |
| 第3節 災害対策連絡調整.....                 | 風雪-104 |
| 第4節 災害警戒本部等の設置.....               | 風雪-105 |
| 第5節 職員の非常参集.....                  | 風雪-106 |
| 第6節 広域応援の要請等.....                 | 風雪-108 |
| 第7節 自衛隊への災害派遣要請.....              | 風雪-113 |
| 第8節 応急措置.....                     | 風雪-117 |
| 第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動.....       | 風雪-120 |
| 第1節 災害の拡大防止及び二次災害の防止.....         | 風雪-120 |
| 第5章 救助・救急及び医療活動.....              | 風雪-122 |
| 第1節 救助・救急活動.....                  | 風雪-122 |
| 第2節 医療活動.....                     | 風雪-124 |
| 第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....     | 風雪-126 |
| 第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....        | 風雪-126 |
| 第2節 交通の確保.....                    | 風雪-127 |
| 第3節 緊急輸送.....                     | 風雪-129 |
| 第4節 障害物除去.....                    | 風雪-136 |
| 第7章 避難の受入活動.....                  | 風雪-138 |
| 第1節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営..... | 風雪-138 |
| 第2節 応急仮設住宅等の提供.....               | 風雪-144 |
| 第3節 広域一時滞在.....                   | 風雪-146 |
| 第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ.....          | 風雪-147 |
| 第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動.....   | 風雪-149 |
| 第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給.....     | 風雪-149 |
| 第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動.....     | 風雪-153 |
| 第1節 保健衛生活動.....                   | 風雪-153 |
| 第2節 防疫活動.....                     | 風雪-157 |
| 第3節 行方不明者の搜索及び遺体の処置.....          | 風雪-158 |
| 第10章 被災者等への的確な情報伝達活動.....         | 風雪-159 |

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 第1節 広報・広聴活動        | 風雪-159 |
| 第11章 社会秩序の維持に関する活動 | 風雪-163 |
| 第1節 社会秩序の維持        | 風雪-163 |
| 第12章 施設、設備の応急復旧活動  | 風雪-164 |
| 第1節 施設、設備の応急復旧     | 風雪-164 |
| 第2節 公共土木施設の応急復旧    | 風雪-165 |
| 第3節 電力施設の応急復旧      | 風雪-166 |
| 第4節 ガス施設の応急復旧      | 風雪-167 |
| 第5節 上下水道施設の応急復旧    | 風雪-168 |
| 第6節 電気通信設備の応急復旧    | 風雪-169 |
| 第13章 自発的支援の受入れ     | 風雪-170 |
| 第1節 ボランティアの受入れ     | 風雪-170 |
| 第2節 義援物資・義援金の受入れ   | 風雪-172 |
| 第14章 要配慮者対策        | 風雪-174 |
| 第1節 要配慮者の災害応急対策    | 風雪-174 |
| 第15章 その他の災害応急対策    | 風雪-177 |
| 第1節 農業の災害応急対策      | 風雪-177 |
| 第2節 学校の災害応急対策      | 風雪-178 |
| 第3節 文化財の災害応急対策     | 風雪-181 |
| 第4節 労働力の確保         | 風雪-182 |
| 第5節 災害救助法の適用       | 風雪-184 |
| 第6節 動物愛護           | 風雪-186 |
| 第7節 帰宅困難者支援        | 風雪-187 |

### 第3部 災害復旧・復興 風雪-188

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 第1節 復旧・復興の基本方向の決定 | 風雪-188 |
| 第2節 原状復旧          | 風雪-189 |
| 第3節 計画的復興の推進      | 風雪-191 |
| 第4節 被災者等の生活再建の支援  | 風雪-192 |
| 第5節 被災中小企業等の復興の支援 | 風雪-195 |
| 第6節 公共施設の復旧       | 風雪-196 |
| 第7節 激甚災害法の適用      | 風雪-197 |
| 第8節 復旧資金の確保       | 風雪-198 |



## 第1部 災害予防

風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大雨、強風又は大雪に見舞われても、それに耐えられるまちをつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める
- 住民の防災活動を推進する

特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

### 第1章 風水害・雪害に強いまちづくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(災対法第8条第2項第2号、第3号、第4号)

特に、市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

このため、市は、次の計画の実現に向けて努力する。

#### 第1節 河川事業の推進

《都市建設部、産業観光部、土地改良区》

##### 1 河川改修事業の推進

本市においては、渡良瀬川を代表とする急峻な大小河川があり、南部においては逆に河川の無い地形となっている。

渡良瀬川は、急峻な溪谷を形成しながら流下し、高津戸で関東平野に流れ出る。草木ダムにより洪水調整機能を持ち、国土交通省による砂防事業により砂防ダム・床固工・護岸工・山腹工などの施設整備が進んでいるが、今後も中小河川も含めた改修整備の要望と整備促進に努める。

また、南部の農業用水も近年の宅地化及び施設園芸の増加により、雨水が地下浸透せず表流水となり、集中豪雨時には道路冠水や用水路からの溢水をしばしば発生している。

県事業や市単独の調整池の設置や雨水幹線管渠の整備など、対策を推進しているところであるが、

更にこの事業を推進し予防を図る必要がある。

## 2 水害リスク情報の提供

---

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

〈関係資料〉

|         |          |
|---------|----------|
| 資料編 2－1 | 災害危険区域一覧 |
| 資料編 2－2 | 砂防指定地    |

## 第2節 砂防事業の推進

《都市建設部》

本市においては、これまで土石流、地すべり及び急傾斜地崩壊における大きな災害は発生していないが、降雨時に小規模な土砂崩れは発生している。近年の宅地化により平坦地でない所にも住宅建設が進むことが考えられるため、常時調査し関係者と協議のうえ防止事業を推進する。

### 1 急傾斜地崩壊危険区域

崩壊する恐れがある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれがある区域、又はこれに隣接する土地のうち崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として知事が指定する区域が、市内では24区域となっている。

### 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、平成25年11月19日に指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除し、その上で新たに令和3年3月31日付けにて土砂災害警戒区域等を指定する再指定をし、東町小夜戸ほか19地区において542箇所の土砂災害警戒区域を指定した。

また、上記土砂災害警戒区域と重複するものを含め、521箇所の土砂災害特別警戒区域を指定した。

### 3 情報の収集及び伝達等

#### (1) 情報の内容

危険区域内における地表水、湧水、竹木等の傾斜等の有無、人家等の損壊等の現象などとする。

#### (2) 情報の収集及び伝達

災害の発生するおそれがある場合、又は気象警報等が発令された場合には消防団、市職員及び行政区長等と連絡を密にし、情報の収集及び伝達を図るものとする。

#### (3) 降雨量の観測

測定値は市内6箇所に設置の雨量計を参考とし、前橋地方気象台が発表した数値を使用する。

〈関係資料〉

資料編 2－3

急傾斜地崩壊危険区域指定

資料編 2－4

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

### 第3節 山地防災事業の推進

《産業観光部》

山地災害危険地区における土砂災害を未然に防止するため、常時調査し関係者と協議のうえ防止事業を推進する。

#### 1 山腹崩壊危険地区

---

(1) 山腹崩壊危険地区

山腹が崩壊したか、又は発生するおそれがあり、人家、公共的施設等に被害が生ずるおそれのある地区が、市内では71地区となっている。

(2) 地すべり危険地区

地すべりが崩壊したか、又は発生するおそれがあり、人家、公共的施設等に被害が生ずるおそれのある地区が、市内では5地区となっている。

(3) 崩壊土砂流出危険区域

山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となり流出するおそれがあり、人家、公共的施設等に被害が生ずるおそれのある地区が、市内では161地区となっている。

#### 2 情報の収集及び伝達等

---

情報の内容、情報の収集及び伝達等は、第1部第1章第2節「砂防事業の推進」に定めるところによる。

〈関係資料〉

|         |            |
|---------|------------|
| 資料編 2－5 | 山腹崩壊危険地区   |
| 資料編 2－6 | 地すべり危険地区   |
| 資料編 2－7 | 崩壊土砂流出危険区域 |

## 第4節 農地防災事業の推進

《産業観光部、土地改良区》

### 1 ため池等整備事業等の推進

市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成等により、住民等に適切な情報提供を図るものとする。

農業用排水施設管理者は、農業用のため池、用排水路等の損壊による水害の発生を未然に防止するため、それぞれが管理する施設について、補強工事又は改修工事を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。

### 2 湛水防除事業の推進

県及び関東農政局は、農地に係る湛水被害の発生を未然に防止するため、湛水防除事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。

〈関係資料〉

資料編 2－9

みどり市水防重要箇所

## 第5節 雪害の予防

《関係各部》

### 1 雪害に強いまちづくり

市は、地域の特性に配慮しつつ、雪崩災害、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及び都市機能の阻害等の雪害に強いまちづくりを行うものとする。

### 2 雪に強い道路の整備

道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止めの実施や、次のような道路整備に努めるものとする。

- (1) 滞留車両の排出を目的とした転回路の整備
- (2) 雪崩危険箇所における雪崩予防柵、防護柵等の設置
- (3) チェーン着脱帯の確保

### 3 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努めるものとする。

特に、集中的な大雪に対しては道路管理者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

- (1) 除雪資機材の整備
- (2) 排雪場所の確保
- (3) 融雪剤の備蓄
- (4) 除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫の整備
- (5) 所管施設の緊急点検
- (6) 予防的な通行規制による集中的な除雪
- (7) オペレーターの確保及び除雪技術向上の取り組み

### 4 建設事業者の健全な存続

市は、熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設事業者の健全な存続に努めるものとする。

### 5 除雪に関する基本的な方針や計画の策定

道路管理者は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について、次の事項に考慮した基本的な方針や計画を定めるよう努めるものとする。

- ア 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制
- イ 優先して除雪作業を行うべき区間
- ウ 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施
- エ 道路管理者間の道路交通規制情報の共有
- オ 道路利用者等に対する情報提供
- カ 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における

## 関係道路管理者の相互協力

### 6 雪害対策マニュアルの整備等

市は、市内全域にわたる大雪にも対応できるよう、体制整備、人命救助活動、除雪体制、孤立集落への対応、道路の交通規制及び広域応援の要請等の応急活動等を実施するためのマニュアルを作成し職員に周知するとともに、訓練を行い、活動手順や他機関等との連携等について徹底を図るものとする。

### 7 除排雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備

- (1) 市内においては、一人暮らし高齢者世帯の割合が高く、大雪時には、個人による除雪作業がうまく進まない状況となる。また、このことは、障害者世帯や母子家庭についても同様である。さらに、今後は、除雪の担い手のいない空き家の増加も予測される。

このように個人では、対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業は、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティ、さらには、市による対応も必要となってくる。

市は、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとする。

- (2) 市は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。
- (3) 市は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

### 8 住民に対する大雪時の留意事項の周知

市、消防機関及び事業者等は、防災週間、防災等関連行事、各種研修等を通じ、住民や車両の運転者等に対し、第1部第3章第2節「防災思想の普及」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) 大雪時には、次のことに留意して行動する。
  - ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。
  - イ 計画的・予防的な通行規制
  - ウ 不要不急の外出・道路利用は見合わせる。
  - エ 自家用車の使用は極力避ける。
 

やむを得ず車で外出する場合は、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛ける。
  - オ エンジンのかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。
  - カ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根の下に近づかないようにする。
  - キ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。
  - ク 事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等
  - ケ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根の下に近づかないようにする。
  - コ 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。
  - サ 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

シ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。



## 第6節 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備

《防災危機管理課、都市建設部、教育部》

### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

市は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、指定緊急避難場所や指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努めるものとする。

### 2 避難路等の整備

市は、避難路となる道路の整備等において、避難に要する時間の短縮、有効幅員の拡大、安全性の向上等に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止等の対策を推進するものとする。

〈関係資料〉

資料編 7-1-1 指定避難所、指定待避所※、広域避難場所及び指定緊急避難場所一覧

※指定待避所 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の避難所を待避所として別に指定する。

## 第7節 建築物の安全性の確保

《総務部、保健福祉部、都市建設部、教育部》

### 1 防災上重要な施設の堅ろう化

市及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうちに掲げる防災上重要な施設について、風水害及び雪害に対する構造の堅ろう化を図るものとする。

- ア 災害対策本部が設置される施設(市役所等)
- イ 応急対策活動の拠点施設(市の事務所、桐生警察署、桐生みどり消防署等)
- ウ 救護活動の拠点施設(保健所、病院等)
- エ 避難施設(学校、体育館、公民館等)
- オ 社会福祉施設(介護保険施設、障害者支援施設等)
- カ 劇場等不特定多数の者が使用する施設

### 2 建築基準の遵守指導

市は、住宅をはじめとする建築物の風水害及び雪害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

### 3 強風による落下物対策

市、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

### 4 空き家等の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

### 5 盛土による災害防止

市は、県による盛土による災害防止に向けた総点検や宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく既存盛土等調査を踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、県と協力して速やかな監督処分や改善命令など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

## 第8節 ライフライン施設の機能確保

《防災危機管理課、政策企画部、市民部、都市建設部》

### 1 ライフライン施設の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市、ライフライン事業者は、次によりライフライン施設の機能確保を図るものとする。
  - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
  - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。
  - ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
- (2) 市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。
- (3) 市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (4) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

### 2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災業務計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに県又は市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

### 3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

### 4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

### 5 関係機関が連携した長期停電・通信障害対策

電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策

として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努めるものとする。

## 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害時の備えとして、市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

また、市は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

災害応急対策としては、まず災害発生直前又は発生するおそれがある場合の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、広域避難、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、住民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等オールみどりで行きとるものとする。

また、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。（以下風水害・雪害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」をまとめて「避難指示等」という。）

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うために、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

## 第1節 避難誘導体制の整備

《防災危機管理課、保健福祉部、こども未来戦略局》

### 1 警報等伝達体制の整備

- (1) 市は、警報等を住民、水防管理者等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておくものとする。
- (2) 市は、警報及び避難指示等の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、有線放送、同報系無線、広報車等の整備を図るものとする。
- (3) 市は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ（ワンセグ放送を含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ及び臨時災害放送局を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- (4) 市及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

### 2 避難誘導計画の作成

- (1) 市は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (3) 市は、消防機関、桐生警察署等と協議して避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

- (4) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (5) (3)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
  - ア 避難指示等の発令を行う基準
  - イ 避難指示等の伝達方法
  - ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
  - エ 避難経路及び誘導方法
- (6) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (7) 市は、避難指示等について、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方気象台等の協力を得つつ、

豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

なお、作成に当たり、洪水等に関する家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）を考慮した内容とする。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

- (8) 市は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- (9) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- (10) 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。
- (11) 市は、避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
- (12) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (13) 劇場等の興行場、駅、その他の不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

### 3 避難誘導訓練の実施

市は、消防機関、警察機関等と協力して住民の避難誘導訓練を実施するものとする。

### 4 指定緊急避難場所及び指定避難所等の周知

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知するものとする。

- ア 避難指示等の発令を行う基準
- イ 避難指示等の伝達方法

- ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区
- エ 避難経路
- オ 避難時の心得

## 5 案内標識の設置

---

- (1) 市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- (2) 市は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
- (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であることを明示するよう努めるものとする。
- (4) 市は、災害種別記号を使った指定緊急避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

## 6 要配慮者への配慮等

---

- (1) 市は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。）を速やかに避難誘導するため、第1部第4章第1節により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 市は、外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備に努めるものとする。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう努めるものとする。
- (4) 市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (5) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

### 〈関係資料〉

資料編 7-1-1 指定避難所、指定待避所※、広域避難場所及び指定緊急避難場所一覧

※指定待避所 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の避難所を待避所として別に指定する。



## 第2節 災害危険区域の災害予防

《防災危機管理課、保健福祉部、産業観光部、都市建設部》

### 1 災害危険区域の種類

| (1) 土木関係     | (2) 治山関係     | (3) 農地関係 |
|--------------|--------------|----------|
| ア 重要水防箇所     | ア 山腹崩壊危険地区   | 地すべり危険箇所 |
| イ 浸水想定区域     | イ 地すべり危険地区   |          |
| ウ 急傾斜地崩壊危険区域 | ウ 崩壊土砂流出危険地区 |          |
| エ 土砂災害警戒区域   |              |          |
| オ 土砂災害特別警戒区域 |              |          |

### 2 住民等に対する危険性の周知

- (1) 市は、住民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知するものとする。

なお、浸水被害については、浸水実績、浸水想定区域等の公表にも努めるものとする。

また、災害危険区域の点検等に際しては、地域住民の協力を得つつ実施するものとする。

- (2) 市は、鉄砲水による水難事故を防止するため、過去の災害履歴等から鉄砲水が発生するおそれの大きい溪流について、危険性を周知する看板の設置や周辺宿泊施設へのチラシの配布など、入山者への注意喚起に努めるものとする。

### 3 浸水被害拡大防止用資機材の備え

市は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄等に努めるものとする。

### 4 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、警戒区域の指定があったときは、本計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (2) 市は、『水防法』に基づき、洪水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。
- (3) 市は、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方气象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

### 5 ハザードマップの作成

- (1) 市は、本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地を住民に周知するため、これら事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されてい

ないか住民等に確認を促すように努めるものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (2) 市は、本計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

## 6 要配慮者への配慮

- (1) 市は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、本計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市は、本計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- (2) 市は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、本計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市は、本計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

## 7 防災まちづくりの推進

- (1) 市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、本計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- (2) 市は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、建築基準法に基づく災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、建築基準法に基づく災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県及び市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- (3) 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

- (4) 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、原則として都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (5) 市は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

〈関係資料〉

- 資料編 2－9 災害危険区域に関する類似用語の説明
- 資料編 7－1－7 要配慮者利用施設一覧表

### 第3節 災害未然防止活動体制の整備

《関係各部》

#### 1 公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

#### 2 ダム等の適切な操作体制の整備

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者、ダム、せき、水門、ポンプ場等の管理者は、これらの施設の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

#### 3 大雪に対する道路管理体制の整備

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ県及び市その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。また、道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

## 第4節 情報の収集・連絡体制の整備

### 《防災危機管理課》

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

#### 1 気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は水象観測を行う防災関係機関は、雨量等の気象、河川水位等の水象の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実に努めるものとする。

#### 2 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

市は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

#### 3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 市は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、当直体制等を整備するものとする。
- (2) 市は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (3) 市及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

#### 4 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 市は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット、消防庁映像共有システム等による情報収集体制を整備するものとする。
- (2) 市は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。
- (3) 市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（群馬県総合防災情報システム及び内閣府新総合防災情報システム（S O B O－W E B））に集約できるよう努めるものとする。

#### 5 情報の分析整理

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

〈関係資料〉

- |         |             |
|---------|-------------|
| 資料編 4－1 | 防災行政無線一覧表   |
| 資料編 4－2 | 全国消防団波無線一覧表 |

## 第5節 通信手段の確保

### 《防災危機管理課》

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、市及び電気通信事業者は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

#### 1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

市及び電気通信事業者は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

#### 2 災害時優先電話の指定

市は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめNTT東日本(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

#### 3 代替通信手段の確保

市は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

なお、市においては、一般加入電話の代替手段として、次の無線系の通信手段を備えるものとする。

##### (1) 県防災行政無線

県の組織間及び市町村、桐生市消防本部その他防災関係機関との間で使用する。

##### (2) 市防災行政無線

状況の把握、対応指示等のため本庁舎と公用車及び消防団車両の間で使用する。

#### 4 通信の多ルート化

市は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

#### 5 通信訓練への参加

市は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟、平常時からの連携体制の構築等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。

〈関係資料〉

|         |             |
|---------|-------------|
| 資料編 4-1 | 防災行政無線一覧表   |
| 資料編 4-2 | 全国消防団波無線一覧表 |
| 資料編 4-3 | 災害時優先電話一覧表  |

資料編 4－4 群馬県地方通信ルート

## 第6節 職員の応急活動体制の整備

### 《関係各部》

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに県及び市の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

### 1 職員の非常参集体制の整備

市は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

- (1) 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- (2) 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- (3) 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

### 2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

市は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。



## 第7節 防災関係機関の連携体制の整備

### 《関係各部》

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。

### 1 市における受援・応援体制の整備

- (1) 市は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間で相互応援協定締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。また、雪害の少ない本市にあっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮することとする。

また、市は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。

- (2) 市は、避難指示等を発令する際に、また、土砂災害については、それらの解除を行う際にも、災害対策基本法61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- (4) 市は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施及び他の都道府県等からの応援職員の円滑な受け入れに努めるものとする。
- (5) 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

### 2 一般事業者等との連携体制の整備

市は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

### 3 建設業団体等との連携体制の整備

---

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

### 4 郵便局との連携体制の整備

---

市は、あまねく市内に拠点が存在し、かつ各世帯・各事業所まで配達するネットワークを有するなどの強みを持つ、郵便局との新たな協定の締結や協定に定める内容の充実について、郵便局と連携した取組の推進に努めるものとする。

### 5 救援活動拠点の整備

---

市は、関係機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点としてグリーンパーク及び笠懸西小学校を整備するとともに、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

### 6 円滑な救助の実施体制の構築

---

市は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

### 7 水災に対する連携体制の構築

---

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（河川事務所）及び県（河川課）が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

〈関係資料〉

|         |         |
|---------|---------|
| 資料編 5   | 広域応援関係  |
| 資料編 7－3 | 輸送・交通関係 |

## 第8節 防災中枢機能等の確保

### 《関係各部》

#### 1 防災中枢機能の整備

- (1) 市及び公共機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- (2) 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

#### 2 災害応急対策に当たる機関の責任

市、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、コージェネレーションシステム、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

#### 3 災害活動拠点等の整備

- (1) 市は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、指定緊急避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、笠懸庁舎会議室に災害対策本部室、防災危機管理課に防災通信室（放送室）を設置する。
- (3) 市は、笠懸庁舎が使用不可能となった場合に備え、災害対策本部室を設置できる施設を検討しておくものとする。
- (4) 市は、道路及び都市公園等に県域を超えた応援を受けるための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。
- (5) 市は、防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置付け、大規模災害時等の広域的な復旧・活動拠点としての機能強化に努めるものとする。

#### 4 公的機関等の業務継続性の確保

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

特に、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

#### 5 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

市は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局、総務部局、福祉部局、保健所、その

他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

## 第9節 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備

《防災危機管理課、健康づくり局》

### 1 救助・救急活動体制の整備

#### (1) 救急・救助体制及び機能の強化

消防機関及び市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

#### (2) 救急・救助用資機材の整備

ア 消防機関及び市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、市は、これを資金面で支援するものとする。

### 2 医療活動体制の整備

災害時に多数の負傷者が発生した場合、管内医療機関の稼動状況の把握、救護所の設置、医療救護班の派遣要請・受け入れ、重傷者の後方搬送や被災医療機関の支援、更に住民への広報等さまざまな活動が求められる。市は、これらの活動を適切に行えるよう以下の体制の整備に努めるものとする。

#### (1) 医薬品、医療資機材の備蓄等

市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

#### (2) 消防機関と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

イ 災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、迅速な施療の観点では被災地に近い医療機関への搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合には遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防機関は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図るものとする。

### 3 消火活動体制の整備

#### (1) 消防水利の多様化

市は、災害による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

#### (2) 関係機関等との連携強化

市は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

#### (3) 消防用機械・資機材の整備

市は、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

## 第10節 緊急輸送活動体制の整備

《防災危機管理課、都市建設部》

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設(道路、ヘリポート等)及び輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース)が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

### 1 輸送拠点の確保

市は、トラックターミナル、卸売市場、運動場、展示場、体育館やその他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

### 2 ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、市は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

### 3 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

### 4 道路の応急復旧体制等の整備

- (1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。
- (3) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。
- (4) 道路管理者は集中的な大雪に備え、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、建設業団体等と連携しトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるほか、簡易な除雪車の配備や融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

### 5 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

## 6 緊急通行車両の事前確認

### (1) 趣旨

知事(危機管理課)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条第2項の規定に基づき、緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を災害発生時等よりも前に行えるものである。

### (2) 緊急通行車両等の事前届出

災害対策基本法第50条第2項に規定する指定行政機関等(指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関)は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、可能な限り緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を事前に受けるよう努めるものとする。

### (3) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

- |            |                                                                                                                                    |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 申出者      | 当該車両の使用者                                                                                                                           |
| イ 申出書の様式   | 資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式1                                                                                                             |
| ウ 申出書の添付書類 | (i) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し<br>(ii) 災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類<br>(iii) 災害対策基本法第50条第2項に規定する指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類 |
| エ 受付窓口     | 県…総務部危機管理課<br>公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課                                                                                             |
| オ 交付物件     | (i) 緊急通行車両確認証明書(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式2)<br>(ii) 標章(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式3)                                                         |
| カ 確認処理簿    | 資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式4の例による。                                                                                                       |

### 〈関係資料〉

資料編 7-3 輸送・交通関係

## 第11節 避難の受入体制の整備

《保健福祉部、都市建設部、教育部》

### 1 指定緊急避難場所

#### (1) 指定緊急避難場所の指定

ア 市は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

#### (2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

### 2 指定避難所

#### (1) 指定避難所の指定

ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

#### (2) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

#### (3) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、市は教育委員会



及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 指定避難所における生活環境の確保

ア 市は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。

イ 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。

加えて、高温や低温の環境下での避難者の健康と快適な避難生活を実現するために、停電対応型空調を検討する。

ウ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

オ 市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(5) 物資の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。

(6) 案内標識の設置

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるような指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。

(7) 運営管理に必要な知識の普及

市は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(8) 指定福祉避難所

ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を指定福祉避難所に指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 市は、指定福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して周知するものとする。

エ 市は、前述の周知を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

#### (9) 避難所以外の避難者等の支援

ア 市は、医療関係者、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

イ 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ウ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

### 3 応急仮設住宅等

#### (1) 資機材の調達・供給体制の整備

市は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

#### (2) 用地供給体制の整備

市は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

#### (3) 学校の教育活動への配慮

市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

#### (4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

市は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

#### 〈関係資料〉

|         |        |
|---------|--------|
| 資料編 7-1 | 避難関係   |
| 資料編 7-2 | 物資備蓄関係 |

## 第12節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

### 《防災危機管理課》

#### 1 備蓄計画

- (1) 市は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土嚢袋及びその他の関連資機材の備蓄を推進するものとする。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 市は、新物資システム（B－P L o）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- (5) 市は、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。

#### 2 調達計画

市は、県と相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。

#### 3 孤立地域への輸送

市は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

#### 4 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

市は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

#### 5 市における備蓄・調達・供給の体制

- (1) 備蓄場所を定めるものとする。
- (2) 備蓄量は、被災者の3日分相当量とする。
- (3) 備蓄品目は、避難行動要支援者にも配慮して決める。
- (4) 救助用資機材等についても備蓄を進める。
- (5) 民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。

〈関係資料〉

資料編 7－2

物資備蓄関係

## 第13節 広報・広聴体制の整備

《防災危機管理課、政策企画部、総務部》

### 1 広報体制の整備

- (1) 市及びライフライン事業者等は、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

(例)

|                                                                                                                     |                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 気象・水象状況<br>被害状況<br>二次災害の危険性<br>応急対策の実施状況<br>住民、関係団体等に対する協力要請<br>避難指示等の内容<br>指定緊急避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区<br>避難時の注意事項 | 受診可能な医療機関・救護所の所在地<br>交通規制の状況<br>交通機関の運行状況<br>ライフライン・交通機関の復旧見通し<br>食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所<br>各種相談窓口<br>住民の安否<br>スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

(例)

テレビ、ラジオ(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。)、有線放送、市防災行政無線(戸別受信機)、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能等を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等

エ 広報媒体の整備を図る。

(例)

広報車、有線放送、市防災行政無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)

オ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

- (2) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

### 2 広聴体制の整備

市、ライフライン事業者及びその他防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等により的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

### 3 障害者への情報伝達体制等の整備

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な

施策を講ずるものとする。

#### 4 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

---

市は、県（ぐんま暮らし・外国人活躍推進課）及び国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

## 第14節 二次災害の予防

《防災危機管理課、都市建設部》

### 1 被災宅地危険度判定のための備蓄

- (1) 県(建築課)は、宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士の養成・登録の施策を推進することとなっている。
- (2) 市は、被災宅地危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

### 2 災害関連死の予防

被災後の避難生活で体調を崩すこと等により亡くなってしまう災害関連死を予防するため、市は、快適な避難所環境や被災者の健康維持の取組について平時から検討するものとする。

## 第15節 複合災害対策

《関係各部》

### 1 複合災害への備え

本市では、地形特性から、北部山地において大雨により地盤が緩んだ状態で大規模地震が発生した場合、地震災害に加えて土砂災害が発生するおそれがある。

このため、市は、同時又は連続して二以上の災害が発生し、その影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる「複合災害」の発生可能性を十分に認識し、これに備えた対策の充実を図るものとする。

### 2 複合災害時の災害予防体制の整備

市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

### 3 複合災害を想定した訓練の実施

市は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

## 第16節 防災訓練の実施

### 《防災危機管理課》

市は、自衛隊等国の機関と協力するとともに、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施するものとする。

#### 1 本部運営訓練

市は、非常災害時において本部の迅速かつ円滑な活動体制に入るとともに、本部における、班の各応急対策計画の習熟を図るため、夜間等あらゆる機会を通して本部の運営訓練を実施するものとする。

##### (1) 訓練項目

- ア 非常招集訓練
- イ 本部設営訓練
- ウ 各災害事務運営訓練
- エ 通信訓練
- オ 情報収集伝達訓練

##### (2) その他の訓練

初期消火、応急救護、災害対策用資機材取扱訓練等とし、上記訓練と併せて適宜行うものとする。

#### 2 個別防災訓練の実施

- (1) 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。
- (2) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行うものとする。
- (3) 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
- (4) 市は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
- (5) 道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

#### 3 防災機関の訓練

##### (1) 基礎訓練

防災関係機関は、防災技術の修得を主体とした、消火、避難、救出・救護、復旧訓練等の技術訓練、情報伝達訓練及び図上（机上）訓練等の実施を重ねる。

##### (2) 特別訓練

防災関係機関は、突発的災害に対処するため、勤務時間外に情報伝達及び招集訓練等を実施し、防災活動の初動体制の早期確立を図る。



#### 4 住民参加の訓練

---

自主防災組織及び自治会等の住民参加による初期消火、救護及び避難訓練等を実施する。

#### 5 事業所の訓練

---

防災の日、防災とボランティアの日及び火災予防運動等を中心に出火防止、初期消火、応急救護措置及び避難訓練等を実施する。

#### 6 防災総合訓練

---

市は、警察、自衛隊及びその他の防災関係機関並びに相互応援協定締結市町村等との連携体制の強化及び地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、地域住民の参加を得て通信、動員、消防、警備、避難、救助、復旧等の総合防災訓練を実施するよう努めるものとする。

#### 7 広域的な訓練の実施

---

市は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、県及び他の市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

#### 8 図上訓練の実施

---

市は、関係職員の状況判断能力等災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施するものとする。

#### 9 実践的な訓練の実施と事後評価

---

- (1) 市が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 市は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

## 第3章 住民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、市に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、災害時に、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、市が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、市は、気候変動の影響も踏まえつつ時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

### 第1節 災害被害を軽減する住民運動の展開

#### 《防災危機管理課》

災害から安全・安心を得るためには、公助、自助、共助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開する必要がある。

#### 1 防災（減災）活動へのより広い層の参加

- (1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組
  - ・地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーを設置など
- (2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
  - ・ハザードマップの確認や家具の固定など
- (3) 地域における耐震補強の面的な広がりへの推進
- (4) 防災教育の充実
  - ・学校教育の充実
  - ・大学生の課外事業の促進
  - ・一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供
  - ・公民館の防災講座の開催など
- (5) トップから一人一人までの参加者への動機づけ

#### 2 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供

- (1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
- (2) 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
  - ・実写やシミュレーション映像の活用
  - ・過去の災害体験談の収集、活用
  - ・郷土の災害史の継承（石碑やモニュメントの活用等）
  - ・防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化など
- (3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

### 3 企業や家庭等における安全への投資の促進

---

- (1) 企業や家庭等における安全への投資の促進
- (2) ビジネス街、商店街における防災意識の醸成  
事業継続計画（BCP）への取組の促進

### 4 より幅広い連携の促進

---

- (1) 企業と地域社会の連携
- (2) 国、大学、学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
- (3) 災害に関する情報のワンストップサービス
- (4) 防災ボランティアの地域社会との積極的連携

### 5 住民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的实践

---

- (1) 住民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- (2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
- (3) 防災活動の優良な実践例の表彰
- (4) 人材育成のためのプログラム開発
- (5) インセンティブの拡大の検討

## 第2節 防災思想の普及

### 《防災危機管理課》

市及び防災関係機関は、職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、相互に協力して住民等に対して防災知識の普及を図り、常に防災意識の高揚に努めるものとする。

#### 1 普及の担当者

防災知識の普及は、防災知識の普及事務を担当するそれぞれの機関の長が、適宜な方法により行うものとし、全市的な普及は、防災危機管理課が実施するものとする。

#### 2 職員等に対する防災知識の普及

防災業務に従事する市及び防災関係機関の職員等に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に実施するため、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。

##### (1) 普及の方法

- ア 講習会、研修会等の実施による普及
- イ 現地視察、現地調査等の実施による普及
- ウ 防災活動手引等印刷物の配布による普及

##### (2) 普及の内容

- ア 防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 災害の特性及び過去の主な被害事例
- エ 防災に関する一般知識と市の防災対策の現況と課題
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

#### 3 住民に対する防災知識の普及

災害から住民の生命、身体、財産を保護することは、市に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期するためには、住民の一人ひとりが正しい防災知識を持ち、「自らの安全は自分で守る」という意識を持つことが重要であるため、次により住民への防災知識の普及と防災意識の高揚を図るものとする。

##### (1) 普及の方法

- ア 学校教育、社会教育を通じての普及

学校教育においては、防災関係の指導カリキュラムを取り入れるとともに、防災訓練又は防災関係行事等を実施して、防災上必要な知識の普及、実施訓練を図る。

社会教育においては、PTA、婦人団体などの会合及び各種研究集会等の社会教育の機会を活用して、防災上必要な知識の普及を図る。

- イ 広報媒体による普及

- (i) 広報車等の広報による普及
- (ii) 広報紙、広報資料等(パンフレット、ポスターの掲示等)による普及
- (iii) ハザードマップによる普及
- (iv) 映画、スライド、講演会等による普及
- (v) 図画、作文等の募集による普及

(vi) 研修会、展覧会等の開催

(vii) その他必要な事項

(2) 普及の内容

ア 風水害及び雪害の危険性

イ 地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動

ウ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。

エ 早期避難の重要性

オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

カ 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

(i) 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割  
(誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)

(ii) 家族間の連絡方法

(iii) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難経路の確認（避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた指定緊急避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。）

(iv) 安全な避難経路の確認

(v) 非常持ち出し品のチェック

(vi) 自動車へのこまめな満タン給油

(vii) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法

(viii) 避難指示等避難情報の入手方法

(ix) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(x) 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

(xi) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

キ 非常持ち出し品の準備

(i) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)

(ii) 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)

(iii) 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等)

(iv) 携帯ラジオ

(v) 照明器具(懐中電灯(電池は多めに)、ろうそく(マッチ、ライター))

(vi) 衣類(下着、上着、タオル等)

(vii) 感染症対策用品(マスク、消毒液、体温計等)

ク 避難時の留意事項

(i) 崖や川べりに近づかない。

(ii) 避難方法

・徒歩で避難する。

・携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

・山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。

(iii) 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

(iv) 避難協力

自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。

ケ 正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。

市、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

コ 電話等に関する留意事項

(i) 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。

(ii) 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

サ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

シ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ス 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

#### 4 防災上重要な施設等の管理者等に対する防災知識の普及

防災上重要な施設及び事業所等の管理者等に対して、防災知識の普及及び資質の向上を図るとともに、各施設等における出火防止、初期消火及び避難等の災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図るものとする。

(1) 普及の方法

ア 防火管理者等に対する技能講習会を含む講習会、研修会の実施及び災害時における防災体制の強化

イ 事業所独自あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じての災害時における行動力の強化

ウ 防火管理者及び危険物施設の保安監督者等の自主研究会、連絡会議等を通じての防災知識、防災思想の普及

エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等の必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等の配布

(2) 普及の内容

ア 防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制

イ 災害の特性及び過去の主な被害事例

ウ 危険物施設の位置、構造及び設備の保安管理

エ パニック防止のための緊急放送等の体制整備

オ 出火防止、初期消火及び避難誘導等の災害時における行動及び体制整備

カ 施設利用者、収容者等の安全確保措置に係る管理者等の責務

キ 従業員、施設収容者等の3日分の飲料水、食糧、生活必需品等の災害時に必要な物資の確保

#### 5 防災意識調査

住民等の防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じて実施するよう

努める。

## 6 理解しやすい防災情報の提供

市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

## 7 学校教育による防災知識の普及

- (1) 市は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

- (2) 市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

## 8 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

## 9 風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

市は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。

## 10 防災訓練の実施指導

市及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

## 11 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 12 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

### 13 家庭動物への配慮

---

市は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

### 14 疑似体験装置等の活用

---

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

### 15 被災地支援に関する知識の普及

---

市は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

### 16 過去の災害教訓の伝承

---

市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。



### 第3節 住民の防災活動の環境整備

#### 《防災危機管理課》

災害時においては、市及び防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身につけ、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。さらに、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

#### 1 住民の果たすべき役割

住民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から災害発生後に至るまで、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

##### (1) 平常時から実施する事項

- ア 防災に関する知識の吸収
- イ 家庭における防災の話し合い
- ウ 災害時の指定緊急避難場所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認
- エ 対震自動消火装置付き石油ストーブ等の導入
- オ 家屋の補強等
- カ 家具その他落下倒壊危険物の対策
- キ 飲料水、食糧、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（最低3日分、推奨1週間分備蓄の励行）
- ク 非常持ち出し物資の準備・点検

##### (2) 災害発生時に実施する事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心におおむね次の事項が実施できるようにする。

- ア 正確な情報の把握
- イ 火災予防の措置
- ウ 適切な避難
- エ 自動車運転の自粛

##### (3) 災害発生後に実施が必要となる事項

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- ウ 秩序ある避難生活
- エ 自力による生活手段の確保

#### 2 自主防災組織の活動

地域における防災対策は、自治会に、「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」との住民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に充実強化を図るものとする。

##### (1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 火気使用設備器具等の点検
- ウ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄
- エ 防災訓練の実施
- オ 災害発生時の緊急避難ルートの確保

(2) 災害時の応急活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難行動要支援者をはじめとする住民の避難・誘導
- エ 被災者の救護・救出、その他の救助
- オ 給食及び給水
- カ 衛生

### 3 自衛防災組織の活動

事業所等の防火管理者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うものとする。このため自主防災組織を作り、おおむね次の自主防災活動をそれぞれの事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 従業員等の防災教育
- (2) 情報の収集及び伝達体制の確立
- (3) 火災その他災害の予防対策
- (4) 避難体制の確立
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 応急救護等
- (7) 飲料水、食糧、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

### 4 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織の育成強化

市は、自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。

- ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- イ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

(3) 自主防犯組織の育成強化

市は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

### 5 災害時におけるボランティア活動の環境整備

市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

なお、災害ボランティアについては、自主性にに基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(1) 災害時におけるボランティア活動の啓発

市は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

市は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 災害ボランティアセンター設置団体との連携

市は、災害ボランティアセンター設置団体（社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、市は、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について、本計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 各領域における専門ボランティアとの連携

市の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(5) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(6) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## 6 事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、市が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の

強化を進める。

- (1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

- ア 従業員の防災教育
- イ 情報収集伝達体制の確立
- ウ 火災その他災害予防対策
- エ 避難体制の確立
- オ 防災訓練の実施
- カ 応急救護体制の確立
- キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
- ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

- (2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。

- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、市が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ市と協定を締結するなど、平時から市との連携に努める。

また、市は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行うものとする。

- (4) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (5) 災害時の事業活動の維持または早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

- (6) 市及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、市は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

- (7) 市は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

- (8) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

- (9) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (10) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (11) 市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

## 7 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

## 8 特定動物逸走に対する管理者の措置

特定動物の管理者は、災害発生時に特定動物逸走防止に努めるとともに、地域住民・関係機関に対する通報・連絡体制及び緊急措置など、逸走した際に取りべき措置をあらかじめ確立しておかなければならない。

〈関係資料〉

資料編 7-6

ボランティア関係

## 第4章 要配慮者対策

### 第1節 要配慮者対策

《総務部、保健福祉部》

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、市、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素から連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

#### ＜用語の定義＞

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

「要配慮者」

高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者

「避難行動要支援者」

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

#### 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

- (1) 市は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、本計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- (2) 市は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 市は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (4) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

#### 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 介護保険法の要介護認定により要介護3、要介護4又は要介護5に該当する者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、1級又は2級に該当する者

- (3) 群馬県の療育手帳の交付を受けた者で、障がいの程度がAと判定された者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害等級が1級に該当する者
- (5) 群馬県特定疾患医療給付実施要綱別表1又は群馬県小児慢性特定疾患医療給付実施要綱別表1に定める疾病の特定疾患医療を受給している難病患者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、これらの者と同程度に支援を要すると市長が認める者

### 3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報は以下のとおりとし、関係部局（介護保険及び障がい者福祉担当等）が把握している情報を集約するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

### 4 名簿の更新

市は、避難行動要支援者の状態は変化しうることから、定期的な名簿情報の更新が必要であるため、名簿の更新は原則として年1回とする。

市は、新たに避難行動要支援者となった者の登録、死亡等による削除を行うとともに、避難支援等関係者への名簿情報の提供について同意の確認を行うものとする。

### 5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿情報を受けた者に守秘義務を課すとともに、名簿情報の漏えいの防止のための必要な措置として、避難行動要支援者名簿情報は、避難支援等関係者が、次の事項を徹底するものとする。

- (1) 他に漏らさないこと。
- (2) 利用目的以外に使用しないこと。
- (3) 他に提供しないこと。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。
- (4) 使用期間終了後、又は利用目的の達成後は、速やかに返還（焼却、裁断等による廃棄又は消去）すること。
- (5) 責任をもって管理し、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (6) 事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、実施機関の指示に従うこと。
- (7) その他、個人情報の取扱いに関し、適正な措置を講ずること。

### 6 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- (1) 市は、本計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安

否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

- (2) 市は、本計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (4) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

## 7 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、気象警報の発表、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令については、高齢者や障がい者等にもわかりやすい表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるように努めるものとする。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用する。

主な情報伝達手段は次のとおりである。

- ア 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）（公共施設34施設）
- イ 防災行政無線
- ウ 登録制メール
- エ 緊急速報メール、エリアメール
- オ 広報車
- カ 区長及び自主防災組織代表者への連絡
- キ ホームページ等

## 8 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。

避難支援等関係者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難支援者として実効性のある活動ができるよう、平常時には要支援者本人や関係者等とともに、具体的な支援方法を決めておくものとする。発災時には、自分自身の安全確保を最優先するとともに、可能な範囲での支援を実施し、少人数での活動に限界が生じた場合には、地域内のほかの支援者に応援を求めるものとする。

## 9 避難体制の強化

市は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動



要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考にして、「個別避難計画」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う指定福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の整備

市長が発令する避難指示等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 指定緊急避難場所から指定福祉避難所又は指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 指定福祉避難所の指定・整備

指定福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。

指定福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び指定福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 指定福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に指定福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、指定福祉避難所の指定を受けている施設の管理者等の協力を得て、指定福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

## 10 環境整備

市は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

## 11 人材の確保

市は、要配慮者の支援に当たり、指定福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

## 12 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

この章において、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

| 施設の種類                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①児童福祉施設</p> <p>【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】</p> <p>助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター</p>                                                                    |
| <p>②介護保険等施設</p> <p>【老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく施設】</p> <p>老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設</p>            |
| <p>③障害福祉サービス事業所</p> <p>【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に基づく事業所(附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む)】</p> <p>療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助</p>                                                                                                 |
| <p>④障害者支援施設</p> <p>【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第12項に基づく施設】</p> <p>施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設</p>                                                                                                                                 |
| <p>⑤障害者関係施設</p> <p>【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第21項、第22項に基づく施設】</p> <p>地域活動支援センター、福祉ホーム</p>                                                                                                                                                |
| <p>⑥身体障害者社会参加支援施設</p> <p>【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第5条第1号に基づく施設】</p> <p>身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設</p>                                                                                                                       |
| <p>⑦医療提供施設</p> <p>【医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2第2号に基づく施設】</p> <p>病院、診療所</p>                                                                                                                                                                    |
| <p>⑧幼稚園</p> <p>【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】</p>                                                                                                                                                                                       |
| <p>⑨その他</p> <p>ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4項に基づく施設】</p> <p>救護施設、更生施設、医療保護施設</p> <p>イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】</p> <p>特別支援学校</p> <p>ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第8号に基づく施設】</p> <p>無料低額宿泊所</p> <p>エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】</p> |

## (2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び

雪害に対する安全性を確保するものとする。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

### (3) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

- ア 自施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等)の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺状況の確認(情報の収集)
- オ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 市、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

### (4) 市の支援

- ア 市は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜、地すべり、雪崩等)を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。
- イ 市は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ウ 市は、要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。
- エ 市は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

## 13 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、市と協力して次の支援を行うものとする。

- ア 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)
- ウ 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

## 14 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

## 15 防災教育及び啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット(外国語を附記した)等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

## 16 防災と福祉の連携

市は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の

連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

## 17 在宅の要配慮者支援体制の整備

---

在宅の要配慮者が災害に見舞われると、その介護者も含めさまざまな障害に直面する。これらの人々を支援するため、市は、次の対策を推進するものとする。

- (1) 安否確認体制の整備
- (2) 地域での避難等支援体制の整備
- (3) 指定福祉避難所の指定及び周知

〈関係資料〉

資料編 7-1-2 福祉避難所一覧

資料編 7-1-6 みどり市災害時要援護者避難支援全体計画

資料編 7-1-7 要配慮者利用施設一覧

## 第5章 その他の災害予防

### 第1節 孤立化集落対策

《防災危機管理課、都市建設部》

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶による孤立化するおそれのある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

#### 1 孤立化のおそれのある集落の把握

市は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握するとともに、県、消防、警察等関係機関との当該情報の共有化が常に図られるよう努めるものとする。

なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- (1) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (2) 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- (3) 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (4) 地すべり等の土砂災害の危険性が高い箇所及び雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (5) 架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- (6) 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

#### 2 孤立化の未然防止対策

##### (1) 市

ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（行政区長、消防団員等）を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。

また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。

イ 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。

エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。

オ 孤立化のおそれのある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話を配置する。

カ 孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。

キ 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に行う。

また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。

##### (2) 道路管理者（市及び県）

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の災害危険箇所の防災工事に計画的に取り組む。

### 3 災害時における孤立化集落対策指針

---

孤立化集落対策については、この計画に定めるほか、事前対策から孤立化解消までの具体的な対策を定めた「災害時における孤立化集落対策指針」によるものとする。

## 第2節 災害廃棄物対策

《市民部》

### 1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (2) 市は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (3) 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (4) 市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

〈関係資料〉

資料編 7－4

衛生関係

### 第3節 罹災証明書の発行体制の整備

《防災危機管理課、市民部》

#### 1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。



## 第4節 学校施設等の災害予防

《教育部》

学校及び社会教育施設の災害予防計画は、次により行うものとし、学校及び社会教育施設の公共性、教育効果の向上等十分考慮して、災害発生を未然に防止するとともに、災害時には避難施設としての重要な役割を持つことから、常時その防除措置を行って恒久的な災害予防に努めるものとする。

### 1 老朽建物の改築促進

学校及び社会教育施設が異常な気象現象により被災する場合は、建築年の古い老朽建物は極めて被害が大きく、通常発生する風圧程度のものでも被害を受けやすいので、今後はこれらの建物の改築を重点的に行うものとする。

- (1) 建築年の古いもの又は国等の調査により構造上危険と判定された老朽建物等は、改築年次計画に合わせ改築の促進を図るものとする。
- (2) 改築に当たっては、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りの耐震耐火構造化を図る。
- (3) 学校及び社会教育施設の建物は、定期点検及び臨時点検を実施し、要補修箇所は修理又は補強を行い、災害の予防防除に努めるものとする。

### 2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設の被災は、健全な施設や人畜に大きな被害が及ぶことが多いので、次のような施設については、常時十分な点検を実施し、災害の防除に努めるものとする。

- (1) 国旗掲揚塔や野球のバックネット等相当の高さ又は容量のあるものは、その健全度を確かめ、危険と認められるものは早急に補強工事等を実施する。
- (2) 比較的飛散しやすい器具機械等については、常時格納できる体制を整える。
- (3) 災害防除のために必要な施設等は、平時に整備し、特に消防設備等については、いつでも使用できるよう体制を整える。
- (4) 建物以外の施設設備についても建物と同様に定期点検及び臨時点検を実施し、常時その状態を把握し、要補修箇所等は補修又は補強に努め、災害防除施設、設備の整備を行うものとする。

## 第5節 文化財の災害予防

### 《教育部》

教育委員会は、国、県及び市指定文化財について、火災、風水害等による滅失、き損を防止するため、国、県教育委員会、消防機関、警察機関と協力して所有者、管理者等に指導を実施するものとする。

- (1) 防火管理の体制の指導
- (2) 保存環境の整理整頓の実施指導
- (3) 火の使用及び制限の指導
- (4) 火災危険の早期発見とその箇所の改善指導
- (5) 消火設備、警報設備等の設置指導
- (6) 避雷装置の設置指導
- (7) 消防用水の確保及び消防自動車進入道路の確保指導
- (8) 防火壁、防火戸の設置指導
- (9) 自衛消防組織等による訓練の実施指導
- (10) 防火塀、防火帯を設ける措置等の指導
- (11) 耐震強度に留意した所要の保存修理指導
- (12) き損等の事故防止措置の指導

〈関係資料〉

資料編 7－7

文化財関係

## 第2部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には市が当たり、県は、市を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、県及び市の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

## 第1章 災害発生直前の対策

風水害及び雪害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

### 第1節 警報等の伝達

《防災危機管理課》

防災気象情報の伝達ならびにその周知方法は、本節の定めるところによる。

#### 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、みどり市に発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

##### (1) 特別警報・警報・注意報の種類及び概要

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類は、次表のとおりである。なお、発表基準は資料編に示す。

### 特別警報・警報・注意報の概要

| 種類   | 概要                                                       |
|------|----------------------------------------------------------|
| 特別警報 | 大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるために重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報 |
| 警報   | 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報        |
| 注意報  | 大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報          |

### 特別警報・警報・注意報の種類と概要

| 特別警報・警報・注意報の種類 |         | 概要                                                                                                                                           |
|----------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別警報           | 大雨特別警報  | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<br>命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当 |
|                | 大雪特別警報  | 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。                                                                                                    |
|                | 暴風特別警報  | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。                                                                                                    |
|                | 暴風雪特別警報 | 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。                                      |
| 警報             | 大雨警報    | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<br>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当               |
|                | 洪水警報    | 大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。<br>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当                  |
|                | 大雪警報    | 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                         |
|                | 暴風警報    | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                         |
|                | 暴風雪警報   | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程                                                                         |

| 特別警報・警報・注意報の種類 |        | 概要                                                                                                                      |
|----------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |        | 障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。                                                                                          |
| 注意報            | 大雨注意報  | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。                             |
|                | 洪水注意報  | 大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。               |
|                | 大雪注意報  | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                       |
|                | 強風注意報  | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                       |
|                | 風雪注意報  | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。                               |
|                | 濃霧注意報  | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                      |
|                | 雷注意報   | 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 |
|                | 乾燥注意報  | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。                                                   |
|                | なだれ注意報 | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                    |
|                | 着氷注意報  | 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。                                            |
|                | 着雪注意報  | 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。                                            |
|                | 融雪注意報  | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。                                                    |
|                | 霜注意報   | 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。                                                |
|                | 低温注意報  | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。                      |

(注)

ア 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな

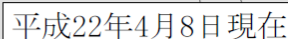
特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

イ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

ウ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。また、浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(2) 特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。



みどり市は「南部」「前橋・桐生地域」に属する。

前橋地方気象台が気象警報等の補足として発表する危険度分布等の種類と概要は、次のとおりである。

| 種類                       | 概要                                                                                           |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報<br>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更 |

| 種類                      | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         | <p>新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>                                                                                                            |
| 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） | <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）      | <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul> |
| 流域雨量指数の予測値              | <p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。</p> <p>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>                                                                                                                                                                                                                             |

## (2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県南部または北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

## 2 気象業務法に基づく府県気象情報等

### (1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報



警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかけたり、警報や注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために発表する。

(2) 記録的短時間大雨情報

当該市町村が警戒レベル4相当の状況となっているときに、数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、より一層の警戒を呼びかけるよう、気象情報の一種として発表する（1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測又は解析した場合）。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、気象庁が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

### 3 消防法に基づく火災気象通報

(1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県(危機管理課)に通報するものとする。

(2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。

ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。(乾燥注意報の発表基準と同じ。)

イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。(強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。)

(3) 火災気象通報は、注意報・警報の発表区分に従い、市町村単位での通報とする。

### 4 消防法に基づく火災警報

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発するものとする。

### 5 水防法に基づく洪水予報・水防警報

(1) 洪水予報

渡良瀬川の基準観測点の水位が危険水位又は警戒水位を超えると予想され、洪水による被害の生じるおそれのある場合に、水防法第10条及び第11条に基づき、気象庁長官と国土交通大臣が共同で発表する情報

(2) 水防警報

渡良瀬川の基準観測点の水位が水防団待機水位を超え、洪水による被害のおそれがある場合に、水防法第16条に基づき国土交通大臣が発令する警報

| 指定河川                                                                         | 基準観測点 | 水防団<br>待機水位 | はん濫<br>注意水位 | 避難判断<br>水位 | はん濫<br>危険水位 | 計画高水位 |
|------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------|-------------|------------|-------------|-------|
| 渡良瀬川                                                                         | 高津戸   | 2.20m       | 3.30m       | 4.40m      | 5.00m       | 8.54m |
| 発表機関<br>洪水予報<br>・ 前橋地方気象台<br>・ 国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所<br>水防警報<br>・ 渡良瀬川河川事務所 |       |             |             |            |             |       |

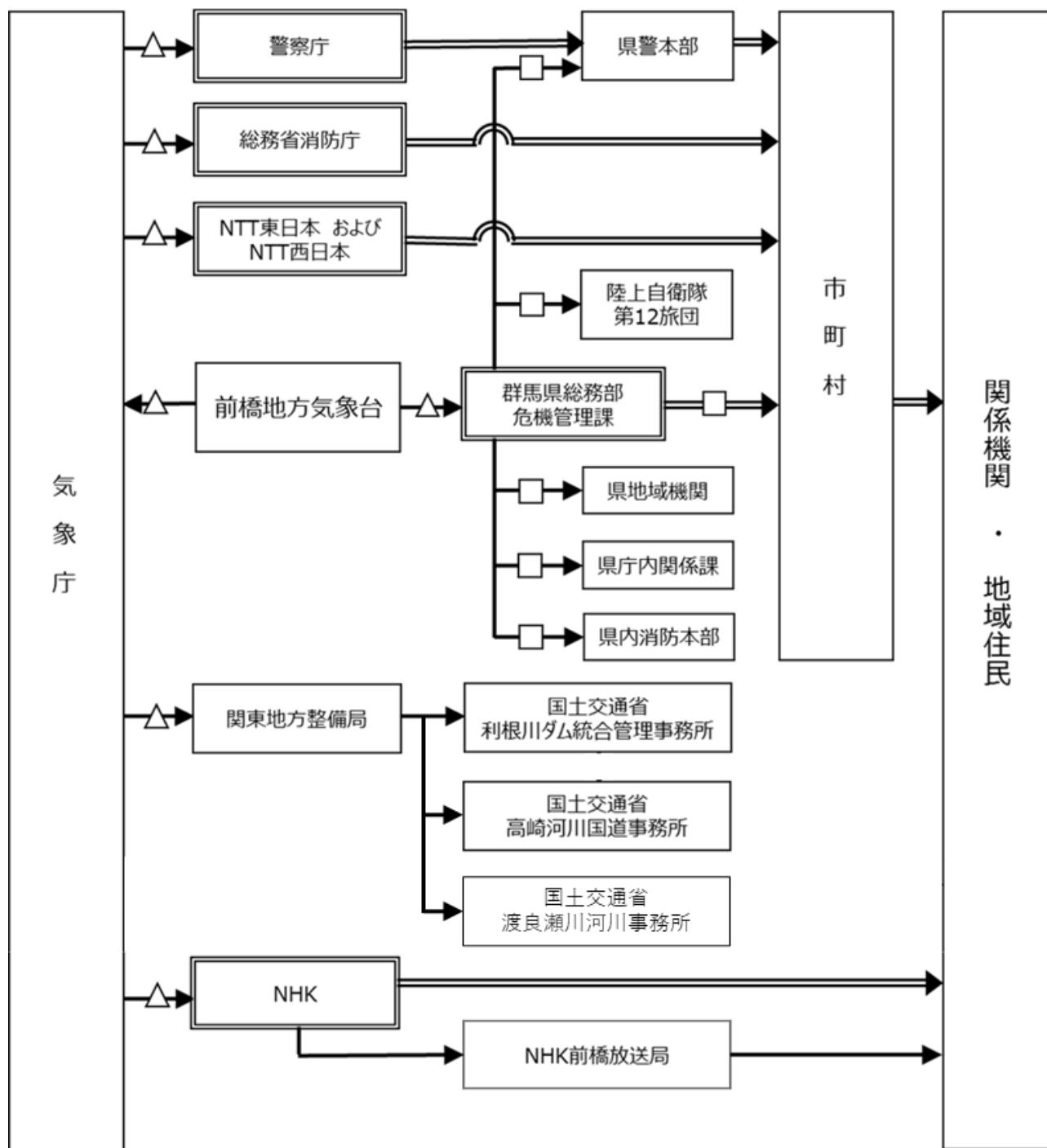
## 6 気象業務法、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報

- (1) 群馬県（砂防課）と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の発令対象区域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の発令対象区域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。
- (2) 土砂災害警戒情報の発表は、市町村単位で行う。
- (3) 土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。
- (4) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものでないことに留意する。

## 7 気象情報の伝達系統

(1) 前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。



※ 各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される

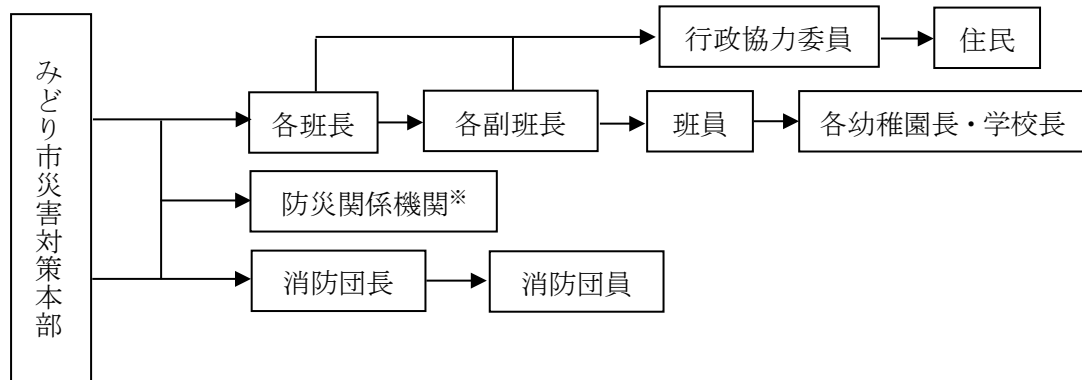
(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

△ 専用回線

☐ 県防災情報通信ネットワーク

(2) 防災危機管理課からの通報伝達系統



※ 総則編第3節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に記載の機関を指す

(3) 警報等の受領及び伝達責任者

- ① 勤務時間内における責任者は、防災危機管理課防災危機管理係長の職にある者とする。
- ② 勤務時間外における措置は、宿日直者とする。

宿日直者は警報等を受領したときは、防災危機管理課防災危機管理係長に直ちに連絡するものとする。

(4) 水防法に基づく伝達系統

(群馬県水防計画の定めるところによる。)

## 8 住民等に対する気象情報等の周知

- (1) 市は、県から注意報又は警報等の伝達を受け又は桐生市消防本部が火災警報を発し、あるいは異常現象を覚知したときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民等に対し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線放送、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール（エリアメール）、広報車、サイレン、使走、区長及び自主防災組織代表者への連絡、ホームページ等の方法により、速やかに周知するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に確実に伝達するように配慮するものとする。なお、県及び市が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、県は直ちに市に通知し、市は直ちに住民等に周知するものとする。
- (2) 県及び警察機関等と緊密な連絡を取り、テレビ、ラジオ放送には特に注意し、的確な気象情報の把握に努め、その対策に万全を期する。
- (3) 県から火災気象情報の伝達を受けたときは、その地域の条件を考慮して桐生市消防本部が火災警報を発する。
- (4) 警報等を住民及び関係機関に周知するときは、予想される災害の応急措置に関する措置も併せて徹底するものとする。
- (5) 防災関係機関は、市からの予警報の伝達について、でき得る限り協力するものとする。
- (6) 道路管理者は、大雨により土砂崩れや落石等のおそれのある区間について、一定雨量に達した際に通行規制を行う場合には、事前に周知・広報するものとする。雨量による通行規制を行う場合には、遅滞なくホームページや道路情報板等により、規制開始日時等を示すものとする。
- (7) 道路管理者は、降雨予測及び降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測及び降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

## 9 異常現象発見時の手続

---

災害が発生する異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は次の機関に通報するものとする。

(1) 発見者

直ちに自己又は他人により市長若しくは警察官に通報するものとする。

(2) 市長

前記により異常現象を承知したときは、直ちに次の機関に連絡するものとする。

ア 前橋地方気象台

イ その異常現象に関係ある隣接市町村

ウ 行政事務所、土木事務所の異常現象に関係ある県の出先機関

(3) 異常現象はおおむね次のとおりである。

ア 豪雨、豪雪、暴風、河川の著しい増水

イ 火山関係の異常現象（噴火、降灰、鳴動、噴気、噴煙の顕著な異常変化、湧泉の異常変化等）

ウ 地震

(4) 通報手段

通報は電報又は電話によることを原則とするが、火山関係については文書でもよい。

〈関係資料〉

資料編 10－1

警報・注意報発表基準一覧表

## 第2節 水防計画

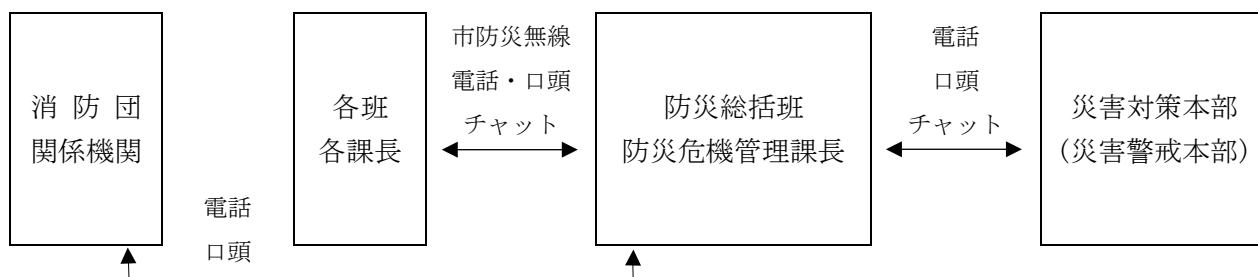
《防災危機管理課、産業観光部、土地改良区》

### 1 情報連絡

- (1) 防災気象情報の伝達
- (2) 配備状況
- (3) 出水及びダム・調整池の状況
- (4) 農業用水流量及び沼水位の状況
- (5) その他重要と認める情報

### 2 連絡方法及び連絡責任者

上記の状況及び情報連絡については、次のとおりとする。



### 3 水防団員

水害のあった場合は、消防団員が水防団員になり、計画作業に従事する。

### 4 地域住民への周知

地域住民への周知徹底は、次による。

- ・ サイレン、掲示板等による方法
- ・ 防災メールによる方法
- ・ 広報車による方法
- ・ 防災行政無線による方法
- ・ 行政自治委員組織により周知する方法
- ・ ラジオ放送、テレビ放送による方法

### 5 その他

具体的計画については、群馬県水防計画に準ずる。

〈関係資料〉

資料編 2-10

みどり市水防重要箇所

群馬県水防計画

### 第3節 避難誘導

#### 《防災危機管理課、市民部、保健福祉部》

災害が発生し、又は発生するおそれがある危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対して高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の伝達、誘導等を実施することにより居住者等の生命、身体等を災害から保護するため、被災者を速やかに避難誘導する必要がある。

#### 1 避難指示等

##### (1) 避難指示等の発令

- ア 市長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- イ 市は、住民に対する避難指示等の発令に当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- ウ 市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。
- エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- オ 市長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。
- カ 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- キ 市長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行うものとする。
- ク 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、表1のとおりである。また、避難指示等の警戒レベル及び避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりである。
- ケ 市は、必要に応じて、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して避難指示等の対象地域、判断時期等について、その所掌事務に関し、助言を求めることができる。また、県（危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所）は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

表 1

|        | 発令者                                   | 措置                                  | 発令する場合（判断基準）                                                                  |
|--------|---------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等避難 | 市長<br>(災害対策基本法第56条)                   | ・要配慮者の避難開始<br>・一般住民の避難準備            | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。                                    |
| 避難指示   | 知事及びその命を受けた職員<br>又は水防管理者<br>(水防法第29条) | ・立退きの指示                             | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。                                                    |
|        | 知事及びその命を受けた職員<br>(地すべり等防止法第25条)       | ・立退きの指示                             | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。                                                  |
|        | 市長又は知事<br>(災害対策基本法第60条)               | ・立退きの指示<br>・立退き先の指示<br>・屋内安全確保の指示   | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 |
|        | 警察官<br>(災害対策基本法第61条)                  | ・立退きの指示<br>・立退き先の指示                 | 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。                                |
|        | (警察官職務執行法第4条)                         | ・避難の指示                              | 天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。                     |
|        | 自衛官<br>(自衛隊法第94条)                     | ・避難の指示                              | 天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。      |
| 緊急安全確保 | 市長又は知事<br>(災害対策基本法第60条)               | ・立退きの指示<br>・立退き先の指示<br>・緊急安全確保措置の指示 | 災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。     |



表2

| 避難情報等              | 居住者等がとるべき行動等                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保 | <p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>                                                                                                   |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示   | <p>●発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <p>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>                                                                                                                                                                                                            |
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難 | <p>●発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <p>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p> |

## (2) 明示する事項

避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先（屋内安全確保を含む）
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）

## (3) 伝達方法

避難指示等は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ（コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。）等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。

また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

## (4) 市から関係機関への連絡

市は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県（桐生行政県税事務所を経由して危機管理課、桐生行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課）、桐生警察署、桐生みどり消防署等に連絡するものとする。

## (5) 避難指示等の解除

- ア 市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

## 2 避難誘導

市、消防機関及び警察機関は、相互に連携し次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、指定緊急避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

## 3 要配慮者への配慮

市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

## 4 警戒区域の設定

### (1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

### (2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

### (3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長その他市長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

### (4) 市から関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県(桐生行政県税事務所を経由して危機管理課、桐生行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、桐生警察署、桐生みどり消防署等に連絡するものとする。

### 〈関係資料〉

資料編 7-1-1 指定避難所、指定待避所※、広域避難場所及び指定緊急避難場所一覧

※指定待避所 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の避難所を待避所として別に指定する。

## 第4節 広域避難

### 《防災危機管理課》

災害が発生するおそれ段階において、予測される被害が広域にわたる場合、県内の他市町村や他都道府県の市町村への立ち退き避難が必要となることが想定される。

このため、以下に、広域避難が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域避難を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、市は、他市町村等へ住民の広域避難に係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域避難に係る情報を適宜報告するものとする。

#### 1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、当該避難者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、(1)による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。
- (4) (3)の場合において、協議先市町村は、当該市町村において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者等に通知するとともに、市長に通知するものとする。
- (5) 市は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を周知し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県（危機管理課）に報告するものとする。

#### 2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、1 (1)の場合において、他の都道府県内の市町村への受け入れについては、県（危機管理課）に対し、当該他の都道府県と当該要避難者の受入れについて協議することを求めるものとする。
- (2) 県（危機管理課）は、市から協議要求があったときは、他の都道府県と協議を行う。
- (3) 市は、県（危機管理課）からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した要避難者を受け入れるべき避難場所の決定に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を周知するとともに、現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するものとする。

#### 3 市による県外広域避難の協議等

- (1) 市は、2 (1)の場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (3) 市は、都道府県外協議市町村から要避難者を受け入れるべき避難場所の決定通知を受けたときは、

速やかに、その内容を周知し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県（危機管理課）に報告するものとする。

#### 4 広域避難に係る助言

---

市は、必要に応じて、県（危機管理課）に対して地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を求めることができる。

## 第5節 災害未然防止活動

《産業観光部、都市建設部》

### 1 ダム、堰、水門、ポンプ場等の適切な操作

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者その他のダム、堰、水門、ポンプ場等の管理者は、洪水、豪雨の発生が予想されるときは、これらの施設について適切な操作を行うものとする。

なお、その操作を行うに当たり、危害を防止するために必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び桐生警察署に通知するとともに一般に周知させるものとする。

## 第6節 物資及び電力確保に関する事前対策

《産業観光部》

### 1 物資調達・輸送等に関する事前対策

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B－P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

### 2 電力確保に関する事前対策

電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

## 第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

風水害又は雪害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

### 第1節 災害情報の収集・連絡

#### 《防災危機管理課》

市は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下この節において「災害情報」という。)を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

ところで、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

#### 1 災害情報の収集

##### (1) 市における災害情報の収集

市は、本計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。

特に、安否不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

市長は、災害対策基本法第51条の規定に基づき次の災害に関する情報を迅速かつ的確に収集するものとする。

##### ア 風水害時に収集すべき情報

市長が風水害時に収集すべき情報としては、気象情報及び雨量情報、地域の災害危険状況、住民の避難状況、発災状況、被害状況、ライフライン被災状況、復旧に関する情報等とし、これらの情報等は災害の警戒段階、発災段階、復旧過程に応じて適宜収集、伝達するものとする。

## ( i ) 警戒段階

| 情報項目                  | 情報の内容                                                                                                               | 収集時期                            | 収集源                                                                    | 伝達手段・経路等                                                      |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1 雨量等の<br>気象情報の<br>収集 | ① 予警報の内容、予想される<br>降雨及び災害の程度<br>② 降雨量<br>・先行雨量<br>・他区域の降雨状況<br>・時間雨量の変化<br>③ ダム・河川・沼等の水位等<br>・水位の時間変化<br>・水位・流量の時間変化 | 発表後即時<br>毎時<br>毎時<br>(随時)<br>随時 | ・前橋地方気象台、<br>気象庁アメダス<br>雨量データ<br>・市内6箇所雨量計<br>・市職員、消防職<br>・消防団員<br>・住民 | ・テレビ、ラジオ<br>・県防災行政無線<br>・市防災行政無線<br>・インターネット<br>・消防用無線<br>・電話 |
| 2 地域の災<br>害情報の収<br>集  | ダム・河川・沼等及び災害危険<br>箇所における発災危険状況<br>・河川・沼等の氾濫<br>・(いっ水決壊)の予想される時<br>期、箇所<br>・土砂災害の予想される箇所の<br>発生前兆現象                  | 異常の覚知<br>後即時                    | ・市職員、消防職<br>・消防団員<br>・住民                                               | ・市防災行政無線<br>・消防用無線<br>・電話                                     |
| 3 住民情報<br>の収集         | ① 警戒段階の避難実施状況<br>(避難実施区域、避難人数、<br>指定緊急避難場所等)<br>② 自主避難実施状況                                                          | 指定緊急避<br>難場所受入<br>れ後            | ・指定緊急避難場所<br>管理者、勤務要員<br>・消防職・消防団員<br>・警察職員<br>・自治会組織<br>・住民           | ・市防災行政無線<br>・消防用無線<br>・警察無線<br>・電話                            |

## ( ii ) 発災段階

| 情報項目   | 情報の内容                                                                                                                                                                     | 収集時期           | 収集源                                                                                                | 伝達手段・経路等                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 1 発災情報 | ① 河川・沼等の氾濫状況(い<br>っ水、決壊箇所時期等)浸水<br>区域浸水高及びその拡大増<br>水傾向<br>② がけ崩れ、地滑り、土砂災<br>害の発生状況(発生箇所、時<br>期、種類、規模等)<br>③ 発災による物的、人的被害<br>に関する情報特に死者、負傷<br>者等人的被害及び発災の予<br>想される事態に関する情報 | 発災状況の<br>覚知後即時 | 被災現場災害危険<br>箇所等を中心とす<br>る警戒区域ごと<br>・市職員<br>・消防職・消防団員<br>・警察職員<br>・自治会組織<br>・住民<br>・各公共施設(避難<br>現場) | ・電話<br>・市防災行政無線<br>・消防用無線<br>・警察無線 |



| 情報項目      | 情報の内容                                                | 収集時期            | 収集源                                                                  | 伝達手段・経路等                                    |
|-----------|------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
|           | ④ ライフラインの被災状況及び応急対策の支障となる各道路、橋梁、電気水道、電話通信施設、ガス等の被害状況 | 被災後、被害概況が把握された後 | ・各ライフライン関係機関                                                         | ・電話<br>・市防災行政無線<br>・県防災行政無線<br>・災害応急復旧用無線電話 |
| 2 住民の避難状況 | ・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、指定緊急避難場所名等）                 | 指定緊急避難場所受入れ後    | ・指定緊急避難場所管理者<br>勤務要員<br>・消防職・団員<br>・警察職員<br>・自治会組織<br>・住民<br>・自主防災組織 | ・市防災行政無線<br>・消防用無線<br>・警察無線<br>・電話<br>・有線放送 |

(iii) 復旧過程

| 情報項目                                 | 情報の内容                                                                                                   | 収集時期                     | 収集源                | 伝達手段・経路等         |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------|------------------|
| 1 全体的な被害状況                           | 各地区の所定の様式に基づく物的人的被害の確定値                                                                                 | 暴風雨等が一応終息した段階            | ・市職員               | ・市防災行政無線<br>・電話等 |
| 2 住民の避難に関する状況                        | ① 指定緊急避難場所周辺の状況（再避難等の対策の必要性）、避難住民に必要な措置事項<br>② 今回の災害時に開設された指定緊急避難場所名、受入人数、世帯数、避難を行った住民の地区名、開設、受入時刻、閉鎖の日 | 指定緊急避難場所への受入れ後、事態が収まった段階 | ・指定緊急避難場所勤務要員（市職員） | ・電話<br>・市防災行政無線  |
| 3 ライフライン等の復旧の見通し<br>水道、下水道、電気、電話、ガス等 | ① 電話等の通信機器施設の破損、復旧状況<br>② 道路、橋梁の破損、復旧状況                                                                 | 豪雨の終息とともに即時着手            | ・各ライフライン関係機関       | ・電話<br>・消防用無線    |
| 4 各関係機関の応急復旧対策の実施状況                  | ① 応急復旧工事等の実施進捗状況<br>② 食料、物資等の調べ<br>③ その他<br>環境対策情報（大型ごみ、崩壊土砂の改修、防疫                                      |                          |                    |                  |

イ その他の災害時に収集すべき情報

市長は、その他の災害時においても災害の状況に応じて適宜収集、伝達するものとする。

## (2) 消防機関における災害情報の収集

消防本部は、119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

また、人的被害については医療機関に照会して確認するものとする。

## (3) その他の防災関係機関における災害情報の収集

その他の防災関係機関は、それぞれあらかじめ定められた方法により災害情報を収集するものとする。

## 2 被害等の調査

### (1) 被害状況等の調査

被害状況等の調査は、関係機関及び団体等の協力、応援を得て行うものとする。

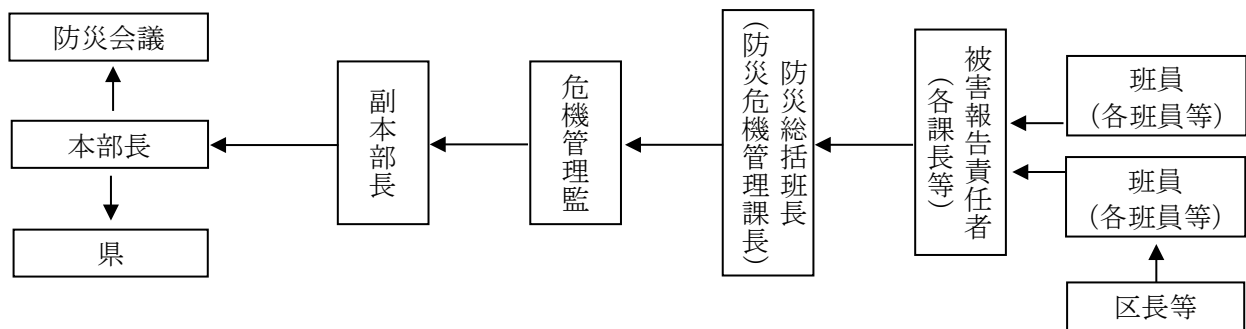
なお、人的被害を最優先事項とし、総力を挙げて迅速に調査するものとする。

### (2) 被害状況等の調査に当たっては、関係機関相互と連携を密にし、調査の内容について脱漏や重複などの点に十分留意し、異なった被害状況は調整するものとする。

### (3) 被災世帯員数等の調査については、現地調査のほか、住民登録と照合する等適確を期するものとする。

### (4) 教育関係には、史跡、文化財を含むものとする。

## 3 被害状況等の報告系統



## 4 市における災害情報の連絡

市における災害情報の連絡は、次による。

### (1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに桐生行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

イ この際、桐生行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。消防庁長官より要請の場合は、第2報以降も消防庁に報告する。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

(i) 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)により報告する。

(ii) 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)(被害状況即報)により報告する。

報告の頻度は次による。

①第1報は、被害状況を確認し次第報告。

②第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。

人的被害に変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。

③災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

(iii) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」(災害確定報告)により報告する。

(iv) 記入要領

被害認定基準は、資料編 3-1 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告による。

|                                       |           |
|---------------------------------------|-----------|
| ○死者(うち災害関連死者)、行方不明、重傷、軽傷              | 人数        |
| ○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水          | 棟数、世帯数、人数 |
| ○非住家被害のうち公共建物、その他                     | 棟数        |
| ○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水          | 面積        |
| ○その他のうち学校、病院、道路、橋りょう、河川、港湾、砂防、清掃施設、鉄道 | 箇所数       |
| ○その他のうち被害船舶                           | 隻数        |
| ○その他のうち水道、電気、ガス                       | 戸数        |
| ○その他のうち電話                             | 回線数       |
| ○その他のうちブロック塀等                         | 箇所数       |
| ○罹災世帯                                 | 世帯数       |
| ○罹災者                                  | 人数        |
| ○火災のうち建物、危険物、その他                      | 件数        |

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関  
その他関係機関に連絡する。

(3) 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への  
共有を図るものとする。

## 5 その他の防災関係機関における災害情報の連絡

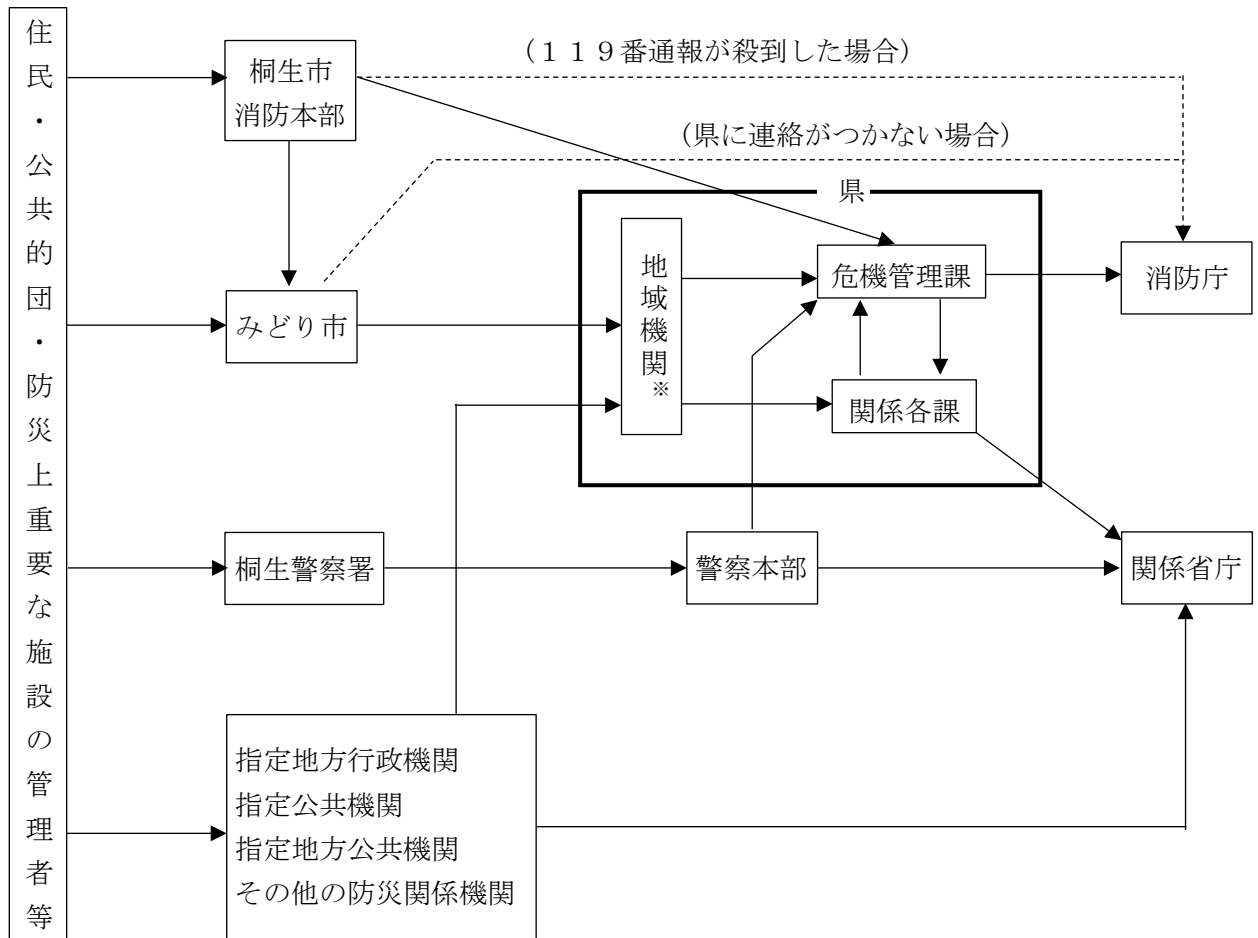
その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた計画に従い、収集した災害情報を市、県の関係課・事務  
所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

〈関係資料〉

資料編 3-1 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

資料編 3-2 その他関係法令等による報告

〈情報連絡系統図〉



※ 桐生行政県税事務所、桐生保健福祉事務所等の県の地域機関を指す。

## 第2節 通信手段の確保

### 《防災危機管理課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における防災気象情報の伝達、災害情報の収集その他災害応急処置等の通信は、本節の定めるところによるものとする。

#### 1 基本方針

防災関係機関は、気象注意報・警報等の伝達、災害情報の収集、その他災害応急措置等の迅速かつ円滑な実施を図るため、通信の確保に努めるものとする。

##### (1) 通信施設の複数化

防災関係機関は、激甚災害等による施設被災を考慮し、サブセンターの設置防災行政無線の複数系統化等、代替通信施設の整備に努めるものとする。

##### (2) パソコンネットワークシステムの構築

県内の防災関係機関を結ぶ県パソコンネットワークシステムに協力し、情報管理の一元化に努める。

#### 2 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

#### 3 緊急情報連絡用回線の設定

市及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

#### 4 県防災行政無線による通信

市及び消防機関は、防災気象情報の伝達、災害情報の収集、その他災害応急措置等を迅速かつ円滑に実施するため、県防災行政無線の通信の確保に努めるものとする。

##### (1) 県防災行政無線による通信

防災事務を目的とした県防災行政無線による通信を活用した、災害時における防災関係機関の通信に協力するため、市及び消防機関は「防災行政無線運営要綱」及び「群馬県地域防災計画」の定めるところにより適切な運用を図るものとする。

#### 5 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにN T T東日本(株)群馬支店及び(株)N T Tドコモ群馬支店等の電気通信事業者であらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

#### 6 非常用無線電話による通信

災害により有線が途絶し、電話による通話が不可能になったときは非常用無線電話により市本部と県本部間の連絡用として通信の確保を図るものとする。

## 7 他機関が保有する通信設備等の利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用するものとする。

これらの通信設備等の種類は、次のとおりとする。

### (1) 災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

| 根拠   | 利用機関            | 利用設備等                                                                 | 通信内容                |
|------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 第57条 | 県、市             | 警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備 | 緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告 |
|      |                 | 放送事業者の放送                                                              | 緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告 |
| 第79条 | 県、市<br>指定地方行政機関 | (第57条と同じ)                                                             | 応急措置の実施に必要な緊急を要する通信 |

### (2) 電波法第52条に基づく非常通信の利用

| 利用機関    | 利用設備等 | 通信内容                                                                                                   | 利用形態                    |
|---------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 各防災関係機関 | 各無線局  | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信 | 利用機関からの依頼に基づき各無線局が発受する。 |

#### 〈発信依頼手続〉（関東地方非常通信協議会の例示）

発信を希望する通信文を次の要領で電報頼信紙(なければ適宜の用紙で可)に記載し、依頼先の無線局に持参する。

- ① 冒頭に「非常」と朱書きする。
- ② 宛て先の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。
- ③ 本文を200字以内で記載する。(濁点、半濁点は字数に数えない。)
- ④ 末尾に発信者の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。

### (3) アマチュア無線の利用

市は管内のアマチュア無線クラブに対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について理解と協力を求め協力体制を確立し、災害発生時には緊密な連携のもとにその活用を図るとともに、可能な支援を行うよう努める。

## 8 すべての通信が途絶した場合の措置

災害によりすべての通信が途絶した場合の通信は、次により措置するものとする。

### (1) 市における措置

市長は、通信が途絶した地域に通信を確保する必要があると認めるときは、車載防災行政無線を災害の現地に派遣して、通信の確保を図るものとする。

### (2) NTTにおける措置

広域災害時に備え、衛星通信(衛星通信移動車)の確保を依頼し、通信体制の確保を図るものとする。

#### 〈関係資料〉

- |         |            |
|---------|------------|
| 資料編 4-3 | 災害時優先電話一覧  |
| 資料編 4-4 | 群馬県地方通信ルート |

## 第3章 活動体制の確立

災害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

### 第1節 災害対策本部の設置

#### 《防災危機管理課》

#### 1 設置の決定

市長は、次のいずれかに該当するときは、防災の推進を図るため、みどり市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置を決定する。

- (1) 暴風雨等の警報が発令され、市の地域に非常災害の発生するおそれがある場合及び発生した場合
- (2) (1)のほか、著しく激甚である災害により特に災害対策を必要とする場合

#### 2 設置場所

災害対策本部は、みどり市役所笠懸庁舎「防災危機管理課」に設置する。

なお、災害の状況により笠懸庁舎に設置できないときは、次の順に設置する。

1. 大間々庁舎
2. 教育庁舎
3. その他市内の設置可能公共施設

#### 3 廃止の決定

災害対策本部長は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

#### 4 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに桐生みどり消防署、桐生警察署、県、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

#### 5 本部室

災害対策本部に本部長、副本部長及び本部員（各部長及び各部の防災担当者）をもって構成する本部室を置き、本部長が必要の都度招集する。

- (1) 本部室の業務  
災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。
- (2) 庁舎本部  
各庁舎に、庁舎本部を設置し、情報収集、伝達及び連絡調整を行う。
- (3) 公共施設等の被害状況調査  
公共施設の被害状況の確認に当たっては、施設管理者又は当該施設職員による施設及び敷地を調査し、被害箇所を確定し、施設の所管課へ報告、部で取りまとめ、防災総括班へ報告する。
- (4) 被災宅地危険度判定実施本部  
地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、「群馬県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき判定業務に当たる。

## 6 現地災害対策本部

- (1) 災害対策本部長は、特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、当該区域内に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部には現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地災害対策本部長の指名の順位は、副市長、その他の職員の順とする。

## 7 本部連絡員

- (1) 災害対策本部の各部長は、部内に本部連絡員若干名を置く。
- (2) 各部の本部連絡員のうち1人は、本部室において部長に同伴する。
- (3) 本部連絡員は、本部室決定事項の伝達、各部相互間及び各庁舎間の連絡調整、各種の情報収集等の事務を担当する。

## 8 関係機関に対する職員派遣の要請

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。

## 9 県災害対策本部との連携

災害対策本部は、県災害対策本部が設置されたときは、相互に緊密な連携を図り、協調しながら、災害応急対策を実施する。

この際、必要に応じ職員を県災害対策本部に派遣するなどして、連携強化を図る。

## 10 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施することとはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ①通信手段の確保
- ②被害情報の収集、連絡
- ③負傷者の救出・救護体制の確立
- ④医療活動体制の確立
- ⑤交通確保・緊急輸送活動の確立
- ⑥避難受入活動
- ⑦食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- ⑧ライフラインの応急復旧
- ⑨保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- ⑩社会秩序の維持
- ⑪公共施設・設備の応急復旧
- ⑫災害広報活動(随時)
- ⑬ボランティアの受入れ(随時)
- ⑭二次災害の防止(随時)



## 11 災害対策事務の優先処理

---

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

〈関係資料〉

資料編 1－2                      みどり市災害対策本部条例

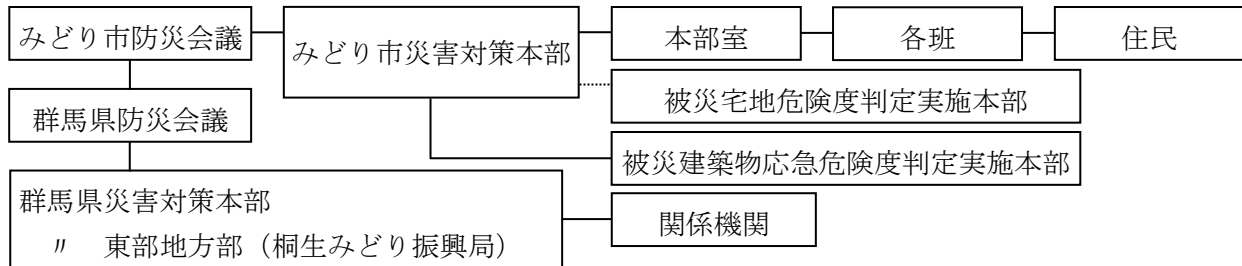
## 第2節 災害対策本部の組織

## 《防災危機管理課》

災害対策本部の組織及び編成は、「みどり市災害対策本部条例」及び本計画に定めるところによる。

## 1 災害対策本部の組織編成

災害対策本部の組織系統は、次図のとおりとする。



（注）① 地震又は降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を組織する。

② 群馬県において、現地災害対策本部が設置されたときは、地方部は現地災害対策本部に吸収される。

## (1) 本部室体制

|             |       |                  |             |                                                 |       |
|-------------|-------|------------------|-------------|-------------------------------------------------|-------|
| 本<br>部<br>室 | 本 部 長 | 市 長              | 本<br>部<br>員 | 総括責任者 危機管理監 （下記◎は各庁舎等責任者）                       |       |
|             | 副本部長  | 副市長              |             | 笠懸庁舎 ◎総務部長、政策企画部長、市民部長、会計管理者                    |       |
|             |       | 教育長              |             | 大間々庁舎 ◎保健福祉部長、こども未来戦略局長、健康づくり局長、議会事務局長、監査委員事務局長 |       |
|             |       |                  |             | 農林業センター ◎産業観光部長、都市建設部長                          |       |
|             |       |                  |             | 東支所 ◎東支所長                                       |       |
|             |       |                  |             | 教育庁舎 ◎教育部長                                      |       |
|             |       |                  |             | 競艇事業局 ◎競艇事業局長                                   |       |
|             |       |                  |             | 消防団長、桐生みどり消防署長                                  |       |
|             |       | 被災宅地危険度判定実施本部    |             | 実施本部長<br>：都市建設部長                                | 本部連絡員 |
|             |       | 被災建築物応急危険度判定実施本部 |             |                                                 |       |

## (2) 各班体制

| 部     | 笠懸庁舎             | 大間々庁舎                | 農林業センター | 東支所         | 教育庁舎                    |
|-------|------------------|----------------------|---------|-------------|-------------------------|
| 総務部   | 防災総括班<br>総務部機動班  |                      |         | 東支所<br>東市民班 | 教育部<br>教育部総務班<br>教育部機動班 |
| 政策企画部 | 政策企画部機動班         |                      |         |             |                         |
| 市民部   | 市民部総務班<br>市民部機動班 | 大間々市民班               |         |             |                         |
| 保健福祉部 |                  | 保健福祉部総務班<br>保健福祉部機動班 |         |             |                         |

|       |                  |                                   |                      |  |  |
|-------|------------------|-----------------------------------|----------------------|--|--|
|       |                  | (注 こども未来戦略局と健康づくり局は保健福祉部機動班に含める。) |                      |  |  |
| 産業観光部 |                  |                                   | 産業観光部総務班<br>産業観光部機動班 |  |  |
| 都市建設部 |                  |                                   | 都市建設部総務班<br>都市建設部機動班 |  |  |
|       | (競艇事業局)<br>(会計局) | (議会事務局)<br>(監査委員事務局)              |                      |  |  |
| 消防団   | みどり市消防団          |                                   |                      |  |  |

## 2 本部長の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、副市長、教育長、危機管理監の順とする。

## 3 本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

## 4 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、概ね次表のとおりとする。

◎…統括、○…班長、その他は副班長

| 部            | 班                  | 分掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| {危機管理監}      |                    | 1 災害対策の総括に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 総務部<br>◎総務部長 | 防災総括班<br>○防災危機管理課長 | 1 災害対策本部の庶務に関すること。<br>2 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。<br>3 各部・班及び庁舎本部との総合調整に関すること。<br>4 県及び消防機関との連絡調整及び各種情報収集及び伝達報告に関すること。<br>5 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。<br>6 自衛隊の災害派遣要請に関すること。<br>7 相互応援協定又は消防応援協定に基づく要請に関すること。<br>8 被災地における道路交通の指示、制限及び交通の確保に関すること。<br>9 緊急運行車両の確認事務に関すること。<br>10 広報車両の確保及び維持に関すること。<br>11 その他総務部長が命じた事項に関すること。 |
|              | 総務部機動班<br>○総務課長    | 1 市庁舎の機能維持及び市有施設の被災状況の調査に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 部                                     | 班                                   | 分掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                       | 財政課長<br>管財課長                        | <p>2 指定行政機関若しくは指定地方行政機関職員の派遣の要請又は派遣のあっせんの要請に関すること。</p> <p>3 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付に関すること。</p> <p>4 人的被害及び住家被害を中心とする包括的な災害情報の収集及び各部からの災害情報の取りまとめに関すること。</p> <p>5 被災市有施設の応急復旧に関すること。</p> <p>6 応急対策物資購入に係る出納及び災害救助基金の出納・保管に関すること。</p> <p>7 災害時における市議会議員との連絡調整に関すること。</p> <p>8 その他いずれの部にも属しない事項に関すること。</p> |
| 政策企画部<br>◎政策企画部長                      | 政策企画部機動班<br>○企画課長<br>地域創生課長<br>秘書課長 | <p>1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。</p> <p>2 報道機関との連絡調整に関すること。</p> <p>3 住民広報及び記録に関すること。</p> <p>4 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること。</p>                                                                                                                                                                           |
| 競艇事業局長<br>会計管理者<br>議会事務局長<br>監査委員事務局長 |                                     | <p>1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。</p> <p>2 被災市有施設の応急復旧に関すること。</p> <p>3 応急対策物資購入に係る出納及び災害救助基金の出納・保管に関すること。</p> <p>4 災害時における市議会議員との連絡調整に関すること。</p>                                                                                                                                                     |
| 東支所<br>◎東支所長                          | 東市民班<br>○東市民生活課長                    | <p>1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。</p> <p>2 庁舎間の連絡手段の確保及び庁舎の機能維持に関すること。</p> <p>3 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。</p> <p>4 簡易水道に係る災害情報の収集及び応急復旧に関すること。</p> <p>5 当該区域内の人的被害及び住家被害を中心とする包括的な災害情報の収集に関すること。</p> <p>6 その他東支所長が命じた事項に関すること。</p>                                                                       |
| 市民部<br>◎市民部長                          | 市民部総務班<br>○税務課長                     | <p>1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。</p> <p>2 部内各班の総合調整に関すること。</p> <p>3 被害資産の実態調査と検討並びに被害納税者の減免等の税務に関すること。</p> <p>4 環境汚染・ごみ・し尿の処理に係る災害情報の収集に関すること。</p> <p>5 環境汚染に係る災害応急対策に関すること。</p> <p>6 そ族、昆虫等の駆除及びその他防疫業務及び応急的清掃に関すること。</p> <p>7 小水道に係る災害情報の収集及び応急復旧に関すること。</p>                                      |

| 部                           | 班                                                                                        | 分掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             |                                                                                          | <p>8 外国人に対する情報の提供・生活相談・援護に関すること。</p> <p>9 埋火葬に関すること。</p> <p>10 その他市民部長が命じた事項に関すること。</p>                                                                                                                                                                                                                               |
|                             | <p>市民部機動班</p> <p>○納税課長</p> <p>市民課長</p> <p>保険年金課長</p> <p>SDGs推進課長</p>                     | <p>1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。</p> <p>2 市民部総務班からの指示又は指令等に係る事項に関すること。</p> <p>3 環境汚染・ごみ・し尿の処理に関すること。</p> <p>4 災害廃棄物処理に関すること。</p> <p>5 動物愛護に関すること。</p>                                                                                                                                                              |
|                             | <p>大間々市民班</p> <p>○大間々市民サービス係</p>                                                         | <p>1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。</p> <p>2 庁舎間の連絡手段の確保及び庁舎の機能維持に関すること。</p> <p>3 庁舎内各班の調整に関すること。</p> <p>4 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。</p> <p>5 当該区域内の人的被害及び住家被害を中心とする包括的な災害情報の収集に関すること。</p> <p>6 その他市民部長が命じた事項に関すること。</p>                                                                                                  |
| <p>保健福祉部</p> <p>◎保健福祉部長</p> | <p>保健福祉部総務班</p> <p>○社会福祉課長</p>                                                           | <p>1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。</p> <p>2 部内各班の総合調整に関すること。</p> <p>3 避難行動要支援者に係る災害情報の収集・援護に関すること。</p> <p>4 避難所の設営・運営及び炊出し計画に関すること。</p> <p>5 ボランティア活動の支援及び調整に関すること。</p> <p>6 義援金品の募集及び配分に関すること。</p> <p>7 社会体育施設の被害状況の調査及び災害情報の収集に関すること。</p> <p>8 社会体育施設の応急復旧に関すること。</p> <p>9 その他保健福祉部長が命じた事項に関すること。</p>              |
|                             | <p>保健福祉部機動班</p> <p>○介護高齢課長</p> <p>こども課長</p> <p>子育て相談課長</p> <p>健康管理課長</p> <p>スポーツ振興課長</p> | <p>1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。</p> <p>2 保健福祉部総務班からの指示又は指令等に係る事項に関すること。</p> <p>3 医療及び防疫に係る災害情報の収集に関すること。</p> <p>4 救護班の編成及び救護所の開設に関すること。</p> <p>5 医薬品及び医療資機材の調達及び供給に関すること。</p> <p>6 精神保健及び感染症の予防に関すること。</p> <p>5 保育園、幼稚園及びこども園施設の被害状況の調査、幼児及び職員に係る災害情報の収集に関すること。</p> <p>6 公私立保育園、幼稚園及びこども園の幼児及び職員の安全の確保に関すること。</p> |

| 部                | 班                                      | 分掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業観光部<br>◎産業観光部長 | 産業観光部総務班<br>○農林課長                      | 1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する<br>こと。<br>2 部内各班の総合調整に関する<br>こと。<br>3 農林業関係災害情報の収集に関する<br>こと。<br>4 被害農作物用農薬及び肥料の供給指導に関する<br>こと。<br>5 被害農作物及び被災農地、農業用施設の応急措置に関する<br>こと。<br>6 被災地の死亡獣畜に関する<br>こと。<br>7 家畜の防疫診断及び畜産施設の応急措置及び飼料の供給に関する<br>こと。<br>8 商工関係災害情報の収集に関する<br>こと。<br>9 応急食料等の調達配給に関する<br>こと。<br>10 生活必需品の調達及び供給、物価の安定に関する<br>こと。<br>11 救援物資の保管及び受払いに関する<br>こと。<br>12 商工業に係る災害応急対策に関する<br>こと。<br>13 観光施設の災害情報の収集に関する<br>こと。及び、その維持管理に関する<br>こと。<br>14 その他産業観光部長が命じた事項に関する<br>こと。 |
|                  | 産業観光部機動班<br>○商工課長<br>観光課長<br>農業委員会事務局長 | 1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する<br>こと。<br>2 産業観光部総務班からの指示又は指令等に係る事項に関する<br>こと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 都市建設部<br>◎都市建設部長 | 都市建設部総務班<br>○都市計画課長                    | 1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する<br>こと。<br>2 部内各班の総合調整に関する<br>こと。<br>3 下水道に係る災害情報の収集及び応急復旧に関する<br>こと。<br>4 農業集落排水に係る災害情報の収集及び応急復旧に関する<br>こと。<br>5 建設業者に対する災害応急対策業務の協力の要請に関する<br>こと。<br>6 被災宅地の危険度判定実施に関する<br>こと。<br>7 被災建築物の応急危険度判定実施に関する<br>こと。<br>8 土木関係・市営住宅に係る災害情報の収集に関する<br>こと。<br>9 被災地における交通状況の調査・道路の確保に関する<br>こと。<br>10 道路及び橋梁に係る応急復旧に関する<br>こと。<br>11 応急仮設住宅の建設、修理に関する<br>こと。<br>12 その他都市建設部長が命じた事項に関する<br>こと。                                                              |
|                  | 都市建設部機動班<br>○建設課長<br>建築住宅課長            | 1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する<br>こと。<br>2 都市建設部総務班からの指示又は指令等に係る事項に関する<br>こと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 部            | 班                                                                                                  | 分掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | 簡水下水道課長                                                                                            | と。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 教育部<br>◎教育部長 | 教育部総務班<br>○教育総務課長                                                                                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る伝達に関すること。</li> <li>2 部内各班の総合調整に関すること。</li> <li>3 指定緊急避難場所に指定された市立学校施設の機能の維持に関すること。</li> <li>4 公立学校施設の応急復旧に関すること。</li> <li>5 学校施設の被害状況の調査、児童、生徒及び教職員に係る災害情報の収集に関すること。</li> <li>6 公私立学校の児童、生徒及び教職員の安全の確保に関すること。</li> <li>7 応急教育の実施・支援に関すること。</li> <li>8 社会教育施設、文化振興施設の被害状況の調査及び災害情報の収集に関すること。</li> <li>9 社会教育施設、文化振興施設の応急復旧に関すること。</li> <li>10 社会教育団体等の協力要請に関すること。</li> <li>11 文化財に係る災害情報の収集・災害応急対策に関すること。</li> <li>12 その他教育部長が命じた事項に関すること。</li> </ol> |
|              | 教育部機動班<br>○学校教育課長<br>小中学校長<br>社会教育課長<br>各公民館長<br>各図書館長<br>笠懸野文化ホール館長<br>文化財課長<br>各博物館長<br>富弘美術館事務長 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。</li> <li>2 教育部総務班からの指示又は指令等に係る事項に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

(注) 担当部・班が明確でない事務が生じたときは、関係部・班で調整の上、担当班を定め、又は共同で処理するものとする。

### 第3節 災害対策連絡調整

《防災危機管理課、社会福祉協議会》

#### 1 災害対策本部設置後の連絡調整

災害対策を図るうえで各機関との間に連絡調整が重要となるため、次のとおりとする。

##### (1) 連絡調整体制

本部室へ消防職員及び警察官の派遣を求める等、桐生みどり消防署及び桐生警察署等との連絡調整体制を確保する。

##### (2) 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアとの連携を図るため、必要に応じて市災害ボランティアセンターをみどり市社会福祉協議会内に設置する。

#### 2 災害対策調整会議等の開催

##### (1) 災害対策調整会議

災害対策本部を設置した場合、防災関係機関及び公共的団体との間の連絡調整を図るため、「災害対策調整会議」を原則として朝夕開催する。

|          |                           |                  |    |       |
|----------|---------------------------|------------------|----|-------|
| 災害対策調整会議 | みどり市災害対策本部                | 自衛隊派遣部隊          | 庶務 | 防災総括班 |
|          | 群馬県現地対策本部<br>群馬県災害対策本部地方部 | みどり市災害ボランティアセンター |    |       |
|          | 桐生みどり消防署                  | その他防災関係団体        |    |       |
|          | 桐生警察署・桐生警察署大間々分庁舎         | 公共的団体            |    |       |

##### (2) 現場災害対策調整会議

救出、捜索、火災現場で複数の防災関係機関及び公共的団体が活動する場合、「現場災害対策調整会議」を適時開催して、関係者間の連絡調整を図る。

##### (3) 会議の庶務

「災害対策調整会議」及び「現場災害対策調整会議」の庶務は防災総括班が当たる。



## 第4節 災害警戒本部等の設置

### 《防災危機管理課》

#### 1 災害警戒本部の設置

危機管理監は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、関係部局長と協議のうえ必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 気象警報が発表され、市内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。
- (2) 気象警報の発表の有無にかかわらず、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。

#### 2 災害警戒本部の組織等

災害警戒本部の本部長は危機管理監とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

|       |       |
|-------|-------|
| 警戒本部長 | 危機管理監 |
|-------|-------|

|         |                                           |
|---------|-------------------------------------------|
| 笠懸庁舎    | ◎総務部長、政策企画部長、市民部長、会計管理者                   |
| 大間々庁舎   | ◎保健福祉部長、こども未来戦略局長、健康づくり局長、議会事務局長、監査委員事務局長 |
| 農林業センター | ◎産業観光部長、都市建設部長                            |
| 東支所     | ◎東支所長                                     |
| 教育庁舎    | ◎教育部長                                     |
| 競艇事業局   | ◎競艇事業局長                                   |

|           |
|-----------|
| 各部の班長、副班長 |
|-----------|

#### 3 災害警戒本部廃止の決定

危機管理監は、災害による被害の発生するおそれがなくなり、警戒体制をとる必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定する。

#### 4 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

## 第5節 職員の非常参集

《関係各部》

### 1 本部設置前の配備

各部長は、災害対策本部又は災害警戒本部を設置前においても、常に気象状況、その他災害現象に注意し、災害発生に対処できるよう準備を整えておく。

### 2 職員配備体制基準

災害発生前後の職員の配備は次のとおりとする。

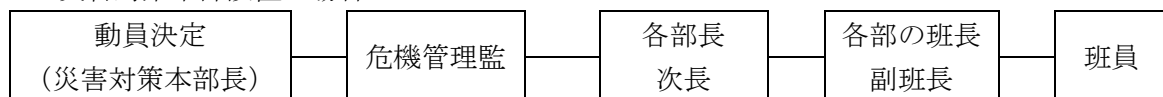
| 動員区分   |      | 決定者   | 動員規模                | 適用基準                                                                                                                                                         |
|--------|------|-------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監視体制   |      | 危機管理監 | 防災危機管理課（課長・補佐・担当係員） | <ul style="list-style-type: none"> <li>気象注意報（大雨・洪水・強風）又は気象警報（大雨・洪水・暴風）が発令され、監視の必要があるとき。</li> <li>危機管理監が監視を必要と認めたとき。</li> </ul>                               |
| 災害警戒本部 |      | 危機管理監 | 指定職員                | <ul style="list-style-type: none"> <li>気象警報（大雨・洪水・暴風）が発令され、警戒の必要があるとき。</li> <li>危機管理監が警戒を必要と認めたとき。</li> </ul>                                                |
| 災害対策本部 | 1号動員 | 市長    | 各所属の約25%に相当する人数     | <ul style="list-style-type: none"> <li>気象警報（大雨・洪水・暴風）及び気象情報（記録的短時間大雨・土砂災害警戒・竜巻注意）が発令され、市域に局地的な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。</li> <li>状況により市長が必要と認めたとき。</li> </ul> |
|        | 2号動員 |       | 各所属の約50%に相当する人数     | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内数地域に災害が発生したとき。</li> <li>災害が拡大するおそれがあり、1号動員で対処できないとき。</li> <li>その他状況により市長が必要と認めたとき。</li> </ul>                       |
|        | 3号動員 |       | 全職員                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域に甚大な災害が発生したとき。</li> <li>災害が拡大するおそれがあり、2号動員で対処できないとき。</li> <li>その他状況により市長が必要と認めたとき。</li> </ul>                     |

### 3 動員指示の伝達

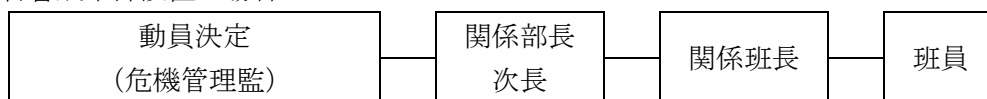
- (1) 動員決定に基づき、危機管理監は、本部連絡員を通じて各部長に伝達する。伝達を受けた各部長は、それぞれ各班長及び各副班長に伝達する。伝達を受けた各正副班長は、それぞれ各班員に伝達するものとする。

動員指示別の伝達系統は、次図のとおりとする。

ア 災害対策本部設置の場合



イ 災害警戒本部設置の場合



- (2) 動員決定時の指示伝達方法は次のとおりとする。

ア 勤務時間内の場合

動員の指示は、庁内放送、庁内電話等で伝達する。

イ 勤務時間外の場合

勤務時間外においては、連絡網に加え、日直勤務時にあつては日直者、それ以外にあつては本部連絡員による電話等により速やかに伝達し、要員の確保に努めるものとする。

#### 4 動員の方法

職員を要する各班長等は、動員職員の動員順位及び連絡の方法について、計画しておくものとする。

(1) 動員の伝達

動員の伝達は、一般加入電話（携帯電話含む）等を通じて行うものとする。

(2) 登庁場所

勤務時間外において連絡を受け登庁する場所は、自己の勤務場所とする。ただし、安全に自己の勤務場所に行くことが困難な場合は、最寄の庁舎（施設）に登庁することとする。

(3) 登庁の方法

登庁に当たっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩、自転車又はオートバイ等の活用に配慮する。

(4) 登庁時の留意事項

ア 登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・防災総括班に報告する。

イ カメラ付携帯電話を所持する職員は、被害等の状況を簡単な説明とともに写真を防災危機管理課宛送信する。

(5) 登庁の免除等

ア 災害により、本人若しくは家族が中傷以上の怪我を負い又は住居が破損するなど自らが被災した場合には、所属長に対してその旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。

イ 自己の勤務場所、最寄の庁舎あるいは最寄の市有施設にも登庁することができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

〈関係資料〉

資料編 1－5

みどり市職員動員計画

## 第6節 広域応援の要請等

### 《防災危機管理課》

災害により自力による応急対策等が困難な場合において、県、他の市町村及びその他の機関に応援を求める場合又は隣接市町村等から応援を求められた場合は、別に定めるものを除き、本節の定めるところによるものとする。

#### 1 市が行う応援の要請

市は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

応援の受入れ体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

##### (1) 他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第67条の規定に基づき、市長が他の市町村の市町村長に対し応援を求める。

他の市町村長に応急措置等の応援要請を行う場合は、次に掲げる事項について、電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請するものとする。

- ア 災害の状況及び応援を要する理由
- イ 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする活動内容
- エ 応援の場所及び応援場所への経路
- オ 応援を必要とする期間
- カ 連絡責任者
- キ その他必要となる事項

災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、本市の指揮の下に行動するものとする。

##### (2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、市長が知事に対し応援を求める。

知事（県本部長）に対し応急措置等の応援要請を行う場合は、桐生行政県税事務所長を経由して、次に掲げる事項について、電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請するものとする。なお、大規模災害及び緊急を要する場合、その他やむを得ない理由による場合は、直接県（危機管理室長）に電話等をもって要請し、事後速やかに桐生行政県税事務所長を経由し、文書で要請するものとする。

- ア 災害救助法の適用を要請する場合
  - (i) 災害発生の場所及び日時
  - (ii) 災害発生の原因及び被害の状況
  - (iii) 適用を要請する理由
  - (iv) 適用を必要とする期間
  - (v) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

- (vi) 連絡責任者名
- (vii) その他必要となる事項

イ 罹災者の移送を要請する場合

- (i) 移送を要請する理由
- (ii) 移送を必要とする罹災者の数
- (iii) 希望する移送先
- (iv) 他の地区へ収容を要する予定期間
- (v) 連絡責任者
- (vi) その他必要となる事項

ウ 県各部局への応援要請又は応急措置の実施の要請

- (i) 災害の状況及び応援を要する理由
- (ii) 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- (iii) 応援を必要とする活動内容
- (iv) 応援の場所及び応援場所への経路
- (v) 応援を必要とする期間
- (vi) 連絡責任者
- (vii) その他必要となる事項

(3) 民間団体等に対する応援要請

災害対策基本法第62条第2項等の規定に基づき、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者又は応援締結団体等に応援要請を行う場合は、次に掲げる事項を電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請するものとする。

ア 建設業者等へ応援を要請する場合

- (i) 応急仮設住宅の場合
  - a 被害戸数（全焼、全壊、流失）
  - b 建設を必要とする住宅の戸数
  - c 調達を必要とする資機材の品名及び数量
  - d 応援を必要とする建設業者数
  - e 連絡責任者
  - f その他参考となる事項
- (ii) 住宅の応急修理の場合
  - a 被害戸数（半焼、半壊）
  - b 修理を必要とする住宅の戸数
  - c 調達を必要とする資機材の品名及び数量
  - d 応援を必要とする建築業者数
  - e 連絡責任者
  - f その他参考となる事項

(4) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

市は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

## 2 市が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

### (1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、市長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。要請を行う場合は、同法施行令第15条の規定に基づく次に掲げる事項について、電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請するものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 連絡責任者
- カ その他職員の派遣について必要な事項

### (2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第30条の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関の職員又は地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求める。あっせんを求めるときは、知事に対し、桐生行政県税事務所長を経由して、同法施行令第16条の規定に基づき、次に掲げる事項について、電話等をもって要求し、事後速やかに文書をもって要求するものとする。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 連絡責任者
- カ その他職員のあっせんについて必要な事項

### (3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17の規定に基づき、市長が知事又は他の市町村の市町村長に対し職員の派遣を要請する。要請を行う場合は、災害対策基本法施行令第15条の規定に基づく次に掲げる事項について、電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請するものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 連絡責任者
- カ その他職員の派遣について必要な事項

## 3 受援体制の確立

- (1) 市は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。
- (2) 市は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

- (3) 市は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

#### 4 広域的な応援体制

- (1) 市は、災害時には、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

#### 5 連絡調整

県、他の市町村及びその他の機関に応援要請のための連絡、又は求めに対する調整は、防災総括班が当たるものとする。

#### 6 派遣職員の接遇及び経費の負担

- (1) 宿泊を要する派遣職員の受入れ  
 応援派遣職員等の受入れに際しては、被害を免れた公共施設で宿泊可能と認める施設のうちから提供するとともに、できる限りの支援を行うものとする。
- (2) 経費の負担  
 県、他の市町村及びその他の機関の応援要請に係る派遣職員の接遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同第92条及び同施行令の定めるところによる。なお、災害時における相互応援協定及び覚書等を締結している市町村においては、協定等の定めるところによる。

#### 7 応援要請に対する措置

- (1) 災害の発生に伴う応急対策のため、隣接市町村等から応援要請があったときは、自ら実施する応急措置等に支障がない限り、速やかにこれに応ずるものとし、平素から体制の整備に努めるものとする。  
 なお、隣接市町村等に対する応援は、相互応援協定締結市町村を優先するものとする。
- (2) 応援の種類は、次のとおりとする。
- ア 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその補給に必要な資機材の提供
  - イ 罹災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材と物資の提供
  - ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
  - エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
  - オ 罹災者の一時収容のための施設の提供
  - カ その他特に要請のあった事項

#### 8 防災関係機関の活動拠点の整備

市は、グリーンパーク及び笠懸西小学校を自衛隊や消防機関、県警察などの防災関係機関の活動拠点として位置づけ、大規模な災害が発生した場合に応援機関の集結及び駐留拠点などとしての活用を想定している。災害フェーズごとに想定される役割は以下のとおりである。

| 施設名称     |                         | 用途   | 平常時                                      | 災害時【緊急段階】<br>(発災後概ね3時間から3日) | 災害時【応急段階】<br>(発災後概ね3日から7日) | 災害時【応急・復旧段階】<br>(発災後7日以降) | 災害時【復旧復興段階】<br>(一年後)    |
|----------|-------------------------|------|------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|---------------------------|-------------------------|
| グリーンパーク  | メイングラウンド<br>(サッカーグラウンド) | 運動施設 | 各種大会／各種団体練習                              | 救援部隊活動ゾーン                   | 救援部隊活動ゾーン                  | 救援部隊活動ゾーン                 | メイングラウンド<br>(サッカーグラウンド) |
|          | 広場                      | 広場   | 軽スポーツ／イベント<br>／遊び機能／レクリエーション／休息          | 救援部隊活動ゾーン                   | 救援部隊活動ゾーン                  | 救援部隊活動ゾーン                 | 広場                      |
|          | イベント広場                  | 広場   | 遊び機能／休息                                  | 救援部隊活動ゾーン                   | 救援部隊活動ゾーン                  | 救援部隊活動ゾーン                 | イベント広場                  |
|          | にぎわい広場                  | 広場   | 遊び機能／休息                                  | 救援部隊活動ゾーン                   | 救援部隊活動ゾーン                  | 救援部隊活動ゾーン                 | にぎわい広場                  |
|          | パークステーション               | 便益施設 | 更衣室／控室                                   | 救援部隊打ち合せスペース                | 救援部隊打ち合せスペース               | 救援部隊打ち合せスペース              | パークステーション               |
|          | 四阿                      | 休憩施設 | 休憩所                                      | 救援部隊打ち合せスペース                | 救援部隊打ち合せスペース               | 救援部隊打ち合せスペース              | 四阿                      |
|          | 北側駐車場                   | 便益施設 | 公園利用者駐車場                                 | 駐車場（車中泊用）                   | 駐車場（車中泊用）                  | 駐車場（車中泊用）                 | 北側駐車場                   |
|          | 南側駐車場                   | 便益施設 | 公園利用者駐車場                                 | 駐車場                         | 駐車場                        | 駐車場                       | 南側駐車場                   |
| 西鹿田グラウンド | 土グラウンド                  | 運動施設 | 各種大会／各種団体練習<br>／軽スポーツ／イベント／遊び機能／レクリエーション | 救援部隊活動ゾーン                   | 救援部隊活動ゾーン                  | 救援部隊活動ゾーン                 | 応急仮設住宅候補地               |
|          | 多目的グラウンド                | 運動施設 | 各種大会／各種団体練習<br>／軽スポーツ／イベント／遊び機能／レクリエーション | 救援部隊活動ゾーン                   | 救援部隊活動ゾーン                  | 救援部隊活動ゾーン                 | 応急仮設住宅候補地               |
|          | 第4駐車場                   | 便益施設 | 公園利用者駐車場                                 | 駐車場                         | 駐車場                        | 駐車場                       | 駐車場                     |
| 笠懸西小学校   | 学校校庭                    | 学校施設 | 学校授業／行事                                  | 駐車場（車中泊用）                   | 駐車場（車中泊用）                  | 駐車場（車中泊用）                 | 学校校庭                    |

市は、上記役割と資料編掲載のレイアウト想定図を踏まえ、災害時の円滑な拠点運用に向けた検討を行うものとする。

## 9 その他

- (1) 災害時における応急対策の万全を期するため、相互応援協定市町村及び隣接市町村等と平素から協力体制の確立に努め、災害対策基本法第67条の規定に基づき、市が他市町村に対し応援を求めする場合又は応援をする場合、その事務が円滑に行われるようあらかじめ相互応援協定市町村と応援の種類、手続等の必要な事項について協議に努め、応急措置の万全を期するものとする。
- (2) 災害時における応急対策の万全を期するため、民間団体等と平素から協力体制の確立に努め、その事務が円滑に行われるようあらかじめ民間団体等と応援の種類、手続等の必要な事項についての協定に努め、市は民間団体等の協力体制を確立し、もって災害時の応急対策の万全を期するものとする。

〈関係資料〉

資料編 5

広域応援関係



## 第7節 自衛隊への災害派遣要請

《防災危機管理課、土地改良区》

### 1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握  
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助  
避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 遭難者等の搜索救助  
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
- (4) 水防活動  
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動  
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、県及び市等の提供するものを使用するものとする。
- (6) 道路又は水路の啓開  
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫  
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、県及び市等の提供するものを使用するものとする。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送  
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。  
この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 給食及び給水  
被災者に対し、給食及び給水を実施する。
- (10) 入浴支援  
被災者に対し、入浴支援を実施する。
- (11) 物資の無償貸付又は譲与  
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- (12) 危険物の保安及び除去  
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- (13) その他  
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

### 2 自衛隊の災害派遣要請に係る市長の措置

- (1) 市長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事(危機管理課)に要求するものとする。
- (2) (1)の要求は、資料編の様式に基づき文書で行うものとする。  
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

- (3) 市長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び市域に係る災害の状況を第12旅団長に通知することができる。
- (4) 市長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び市域に係る災害の状況を第12旅団長に通知するものとする。
- (5) 市長は、前項の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

### 3 自衛隊の自主派遣

- (1) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第83条第2項ただし書の規定に基づき、当該要請を待たないで部隊等を派遣(以下「自主派遣」という。)するものとする。
- (2) 自主派遣の基準は、次のとおりとする。
  - ア 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
  - イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
  - ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合
  - エ 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合
  - オ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合
- (3) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行ったときは、速やかに知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するものとする。
- (4) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合には、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

### 4 自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の県及び市は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

### 5 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

- (1) 警戒区域の設定(災害対策基本法第63条第3項)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(2) 応急公用負担等(災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項)

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管するか、桐生警察署長等に差し出さなければならない。

オ その他手続については、災害対策基本法第64条による。

(3) 応急公用負担等(災害対策基本法第65条)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

## 6 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。

このため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて災害対策本部に県、県警察、市、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。(第2部第3章第1節8参照)

## 7 派遣要請後の変更手続

市長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

## 8 派遣部隊等の撤収要請

(1) 市長の撤収要請の要求

市長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに知事(危機管理課)に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

## 9 費用負担区分

- (1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として市が負担するものとする。
- ア 宿泊施設の借上料
  - イ 宿泊施設の汚物処理費用
  - ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
  - エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用
- (2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議して定めるものとする。
- (3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

## 10 派遣部隊の受入れ

市における派遣部隊の宿泊可能施設は次のとおりである

| 施設名       | 管理者     | 電話      | 宿泊場所       | 収容人員 |
|-----------|---------|---------|------------|------|
| 笠懸公民館     | 館長      | 76-2211 | 和室         | 56   |
| 東公民館      | 館長      | 97-2721 | 3階ホール及び会議室 | 50   |
| 青年研修センター  | 東市民生活課長 | 97-2554 | 和室         | 45   |
| 小平の里キャンプ場 | 施設長     | 73-2006 | 和室         | 74   |
| 浅原体験村     | 施設長     | 72-0122 | 和室         | 30   |
| 笠懸老人憩の家   | 所長      | 76-5064 | 大広間        | 48   |
| 大間々老人憩の家  | 所長      | 72-1620 | 和室         | 50   |

(参考) 災害派遣実施の可否の判断 3 原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公共性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊急性：差し迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

〈関係資料〉

- 資料編 5－5 大規模災害時における防災関係機関の活動拠点
- 資料編 6－1 災害派遣要請書（県知事あて）
- 資料編 7－3－3 ヘリポート適地一覧表

## 第8節 応急措置

### 《防災危機管理課》

市の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしているときの応急措置に関する取扱いは、本計画に定めるところによる。

#### 1 市長の応急措置

市長は、市の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置（消防、水防、救助その他必要な措置）を速やかに実施するものとする。（災害対策基本法第62条第1項）

#### 2 出動命令等

市長は、市の地域に災害が発生するおそれがあるときは、消防機関に出動を要請するものとする。また警察官等の出動については状況に応じ桐生警察署長に要請するものとする。（災害対策基本法第58条）

#### 3 事前措置

市長は、防災上事前措置が必要と認めるときは、設備、物件の除去又は保安等について必要な措置をとるものとする。（災害対策基本法第59条、水防法第9条、消防法第5条、屋外広告物法第7条）

#### 4 避難の指示

- (1) 市長は、防災上必要と認めるときは、災害地の住居者、滞在者、その他の者に対して避難のための立退きを指示するものとする。（災害対策基本法第60条、水防法第29条）  
ただし、水防については水防法に定めるところによる。
- (2) 警察官は、(1)の避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、災害地の住居者、滞在者、その他の者に対して避難のための立退きを指示するものとする。（災害対策基本法第62条）

#### 5 警戒区域の設定

- (1) 市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人命に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、警戒区域を定めるものとする。  
ただし、水防、消防については、水防法、消防法に定めるところによる。
- (2) 市長は、市長の職権を行使する災害応急措置を講ずる吏員をあらかじめ指名し、これを桐生警察署長等の関係機関に通知しておかなければならない。

#### 6 工作物の使用等

市長は、災害応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは災害対策基本法第64条の規定により工作物の使用、収用、除去、保管等の措置をとるものとする。

#### 7 従事命令

- (1) 強制従事、命令の種類と執行者  
従事命令及び協力命令は次に掲げるとおりである。

| 命令対象の作業           | 命令区分 | 根拠法令           | 執行者             |
|-------------------|------|----------------|-----------------|
| 消防作業              | 従事命令 | 消防法第29条第5項     | 消防職・団員          |
| 水防作業              | 従事命令 | 水防法第24条        | 水防管理者<br>消防機関の長 |
| 災害救助作業（災害救助法適用救助） | 従事命令 | 災害救助法第7条       | 県知事             |
|                   | 協力命令 | 災害救助法第8条       |                 |
| 災害応急対策作業（除災害救助）   | 従事命令 | 災害対策基本法第71条    | 県知事             |
|                   | 協力命令 |                |                 |
| 災害応急対策作業（全般）      | 従事命令 | 災害対策基本法第65条第1項 | 市長              |
| 災害応急対策作業（全般）      | 従事命令 | 災害対策基本法第65条第2項 | 警察官             |
| 災害応急対策作業（全般）      | 従事命令 | 警察官職務執行法第4条    | 警察官             |

## (2) 強制命令の対象者

強制命令の対象者は、次に掲げる範囲とする。

| 命令区分                                                                                | 従事対象者                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防作業                                                                                | 火災の現場付近にある者                                                                                                                                                            |
| 水防作業                                                                                | 市の区域内の住民又は水防作業の現場にある者                                                                                                                                                  |
| 災害救助その他の作業<br>（災害救助法、災害対策基本法<br>による知事の従事命令）                                         | (1) 医師、歯科医師又は薬剤師<br>(2) 保健師、助産師又は看護師<br>(3) 土木技術者又は建築技術者<br>(4) 大工、左官又はとび職<br>(5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者<br>(6) 地方鉄道業者及びその従事者<br>(7) 軌道経営者及びその従事者<br>(8) 自動車運送業者及びその従事者 |
| 災害救助その他の作業<br>（知事の協力命令）<br>災害対策全般（災害対策基本法<br>による市町村長、警察官の従事<br>命令）<br>災害緊急対策全般（警職法） | 救助に要する者及びその近隣の者<br>市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者<br>その場所に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者                                                                                         |

## (3) 公用令書の交付

従事命令、協力命令、保管命令、管理命令、使用命令、収用命令を発する場合においては公用令書を交付して行うものとする。

なお、命令を変更し、又は取り消しするときも同様とする。

## (4) 損失補償

市長は、工作物の使用、収用等の処分が行われたため生じた損失について補償の請求があったときは補償するものとする。

## (5) 損害補償

市長は、市長又は警察官が業務従事命令及び警戒区域の設定のため、市の区域内の住民、又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合、その者がそのために死亡し、負傷し、若しくは廃

疾となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に群馬県市町村総合事務組合規約に定めるところによりその損害を補償するものとする。

## 8 市の委員会等の応急措置

---

市の委員会、委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、市の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしているときは、市長の所轄の下にその所轄事務若しくは所轄事務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力するものとする。

## 第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害及び雪害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

### 第1節 災害の拡大防止及び二次災害の防止

《防災危機管理課、産業観光部、都市建設部、土地改良区》

#### 1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

- (1) 市は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 市は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

#### 2 浸水被害の拡大の防止

- (1) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

#### 3 土砂災害の拡大の防止

- (1) 土砂災害防止事業実施機関及び市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して土砂災害や山地災害等の危険性がある箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するものとする。
- (2) 土砂災害防止事業実施機関は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行うものとする。

#### 4 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

#### 5 雪害の拡大の防止

- (1) 道路管理者は、積雪による交通障害の発生を防止するため、建設業団体等と連携し、道路の除雪を実施するものとする。
- (2) 道路管理者及び関東地方整備局、関東運輸局(群馬運輸支局)を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。
- (3) 市は、積雪による家屋倒壊による被害の防止や生活道路の早期除雪のため、住民に対し、屋根の



雪下ろしや生活道路の除雪を督促するとともに必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。

なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起するものとする。

- (4) 雪崩防止事業実施機関及び市は、雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して雪崩危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するものとする。
- (5) 雪崩防止事業実施機関は、雪崩災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を実施し、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

## 6 被災宅地の二次災害対策

---

市は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

## 7 空き家の二次災害対策

---

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

## 第5章 救助・救急及び医療活動

---

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

### 第1節 救助・救急活動

《防災危機管理課、消防団、消防機関》

救出は、災害のため生命、身体の危険が緊急かつ急迫した場合であるから、災害対策基本法、その他の法令により、災害応急対策の実施責任者はもちろん災害の現場にある者は救出を実施しなければならない。

市長は、災害応急対策の第1次的実施責任者として、救出の必要が生じたときは速やかに状況に応じた救出を行うものとする。

#### 1 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

---

- (1) 大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。

- (2) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

#### 2 市による救助・救急活動

---

市は、必要に応じ、消防機関と連携して職員に救助・救急活動を行わせるものとする。

また、国、県又は他の市町村の応援が必要な場合は、迅速に要請するものとする。

#### 3 サイレントタイムの導入

---

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、市及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

#### 4 安否不明者の絞り込み

---

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

#### 5 携帯電話等の位置情報の活用

---

救助関係機関は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者を早期に発見するために位置情報取得が不可欠であると認められる場合、要救助者の生命及び身体の保護を目的に、電気通信事業者（携帯電話）に対して位置情報提供要請を積極的に行うものとする。

#### 6 被災地域外の市町村の役割

---

市は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

## 7 関係機関の連携

---

- (1) 消防機関、警察、自衛隊、市及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。

この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。（第2部第3章第1節8参照）

また、必要に応じ、国との連絡会議や調整会議等を活用する等により、政府本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
- (3) 東日本高速道路(株)、県及び市は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

## 8 資機材の確保

---

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

## 9 感染症対策

---

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

## 10 惨事ストレス対策

---

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 第2節 医療活動

### 《保健福祉部》

災害のため、その地域の医療の機能がなくなり、また著しく不足し、若しくは機能が混乱した場合における医療及び助産の実施は、群馬県地域防災計画に定めるほか、本節によるものとする。

#### 1 救護の実施機関

災害救助法が適用された場合における医療（助産含む）については、市長の要請に基づき、知事が救護班を現地に派遣して実施する。

ただし、災害救助法が適用されない小災害の場合にあっては、市長が実施する。

#### 2 市内の医療機関による医療活動

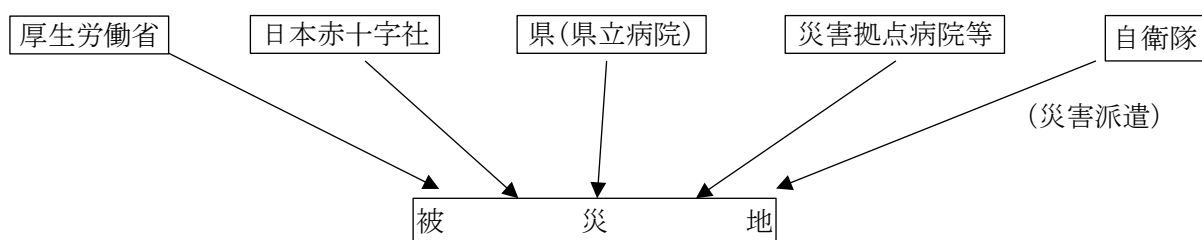
市内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県（消防保安課又は医務課）等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。
- (6) 医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

#### 3 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置するものとする。
- (2) 市は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県（桐生保健福祉事務所）に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

【救護班派遣概念図】



- (3) 救護班を編成した機関は、その旨を県（桐生保健福祉事務所）に連絡するものとする。

#### 4 救急救命士による救急救命処置

---

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

#### 5 トリアージの実施

---

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

#### 6 後方医療活動の要請

---

- (1) 市又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ市内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県(桐生保健福祉事務所)に求めるものとする。

#### 7 被災者のこころのケア対策

---

- (1) 市は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県(桐生保健福祉事務所)、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。
  - ア こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
  - イ こころのケア対策現地拠点の設置
  - ウ 精神科医療の確保
  - エ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣及び受入れ
  - オ こころのホットラインの設置と対応
  - カ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

#### 8 医薬品及び医療資機材の確保

---

- (1) 医療機関の管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、市又は県(桐生保健福祉事務所)に供給を要請するものとする。
- (2) 救護所、指定避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、市又は県(桐生保健福祉事務所)に供給を要請するものとする。
- (3) 市は、桐生薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

#### 9 費用の負担

---

救護のため要した費用(災害救助法が適用された場合は除く。)は、市が負担するものとする。

## 第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

### 第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

《防災危機管理課》

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

#### 1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

#### 2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

##### (1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

##### (2) 第2段階

- ア (1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

##### (3) 第3段階

- ア (1)、(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

## 第2節 交通の確保

《防災危機管理課、都市建設部》

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

### 1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な交通路を迅速に把握して、県(道路管理課)及び県警察に連絡するものとする。

### 2 交通規制等の実施

- (1) 市は、交通規制を行う必要があると認めるときは、県警察にその旨を連絡するものとする。
- (2) 市長は、災害時において市管理の道路施設の破損等により交通に支障があるときは、交通支障箇所における通行禁止又は制限の措置をするものとする。
  - ア 暴風、大雨、大雪等による気象及び火山爆発等における道路上の事故を未然に防止するため、必要により交通規制に努めるものとする。
  - イ 市道について破損、決壊、その他の理由により運行の禁止又は制限する必要があると認められるときは、道路標識及び表示板を設置し、交通の安全を図るものとする。
- (3) 市長は、県公安委員会、桐生警察署長、警察官及び消防吏員による交通規制、通行禁止又は制限の措置がとられたときは、住民等一般に周知するよう努めるものとする。
- (4) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等の設定に努め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

### 3 緊急交通路の確保

市長は、災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急交通路にあつては、緊急車両等の優先走行を確保するとともに、緊急物資等の緊急性選別を行い、緊急物資拠点集積場所等への円滑な交通を確保するものとする。

### 4 交通指導員による交通整理

市長は、桐生警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時の交通整理を行わせることができる。

### 5 道路啓開等

- (1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等(路面変状の補修や迂回路の整備、また、雪害においては除雪を含む。)を行い、道路機能の確保に努めるものとする。
- (2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去(除雪を含む。)に協力するものとする。
- (3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

- (4) 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。
- (5) 市は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、市長が管理する道路において、市長に代わって県や国が道路啓開等（雪害においては除雪を含む）を行うことが適当と考えられるときは、市長に代わって道路啓開等を代行できる制度により、県（道路管理課）や国（国土交通省）へ要請を行う。

## 6 航空輸送の確保

---

- (1) ヘリポートの応急復旧等
  - ア 負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。  
このため、市は、必要に応じ、ヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。
  - イ ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。

## 7 輸送拠点の確保

---

- (1) 第1部第2章第10節「緊急輸送活動体制の整備」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、市は市物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送等の運営が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、速やかに、運送事業者等の民間事業者と連携して運営に必要な人員や資機材等を確保し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るよう努めるものとする。

〈関係資料〉

資料編 7－3

輸送関係



### 第3節 緊急輸送

#### 《防災危機管理課》

災害輸送は、その応急対策を実施する課が行うものとする。

ただし、各課において調達できないときには、防災危機管理課が調達を援助するものとする。

#### 1 輸送手段の確保

市は、次により輸送手段を確保するものとする。

##### (1) 自動車の確保

自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げる。

##### (2) 鉄道の確保

市は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

##### (3) ヘリコプターの確保

#### 2 輸送力の確保

##### (1) 災害輸送のため、自動車等の輸送力の確保はおおむね次の方法による。

ア 市及び災害応急対策実施機関所有の車両等

イ 公共団体等の車両等

ウ 営業用自動車等

エ その他自家用車両等

##### (2) 緊急交通路の確保及び救援物資広域集積場所の確保

市は、災害応急対策の実施に必要な人員及び物資輸送のための緊急交通路の確保及び迂回路の設定に努める。

また、救援物資輸送のための車両等が被災現場に集中することを防ぎ、救助活動等現場活動が円滑に行われるようにするため、救援物資広域集積場所の設置に努める。

加えて、民間事業者の管理する施設等で、輸送拠点として利用可能な施設を把握しておく。

救援物資広域集積場所の設置に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 郊外に位置し、幹線道路に近く、かつ、接続道路が整備されていること。

イ 大量の物資を集積するのに適した施設であること。

ウ 多数の緊急輸送車両の輸送が可能な場所であること。

##### (3) 鉄道等による輸送

災害輸送に際し、必要があるとき市は、地方鉄道事業者に協力を要請するものとする。

##### (4) 臨時ヘリポートの整備

市はヘリコプターによる応援、救援物資輸送等のため、指定緊急避難場所と競合しない臨時ヘリポートの整備に努めるものとする。

#### 3 調達方法

##### (1) 自動車等の調達は原則として市有車により、不足するときは他の車両による。

##### (2) 一時に多数の車両等を要し、(1)により不足するときは、次の事項を明示のうえ、防災総括班に調達を依頼する。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は台数
- ウ その他

#### 4 費用の基準

- (1) 輸送業者による輸送又は車両等の借上げ費用は、県又は市の地域における通常の料金とする。
- (2) 自家用自動車等の借上げは、借上げ謝金として輸送業者に支払う料金内で、実施機関が所有者と協議して定めるものとする。
- (3) 官公署及び公共機関所有の車両使用については、別に定めのあるものを除き、原則として無料又は燃料負担程度の費用とする。

#### 5 緊急物資等の円滑な輸送、供給支援

生活必需品の調達及び輸送は、災害対策本部において行う。なお、地域内において対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化する事、男女間のニーズの違い、食品アレルギーを考慮するなどを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

さらに、被災者の中でも、孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

#### 6 緊急通行車両の確認

##### (1) 趣旨

知事(危機管理課、行政県税務所)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。

##### (2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。

##### ア 第1順位の対象車両

- (i) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (ii) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (iii) 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- (iv) 医療機関に搬送する重傷者
- (v) 交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- (vi) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

- (vii) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

##### イ 第2順位の対象車両

- (i) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ii) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- (iii) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- (i) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ii) 生活必需品

これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

- |            |                                                                             |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ア 申出者      | 当該車両の使用者                                                                    |
| イ 申出書の様式   | 資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式1                                                      |
| ウ 申出書の添付書類 | (i) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し<br>(ii) 災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類 |
| エ 受付窓口     | 県…桐生行政県税事務所又は総務部危機管理課<br>公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課                           |
| オ 交付物件     | (i) 緊急通行車両確認証明書(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式2)<br>(ii) 標章(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式3)  |
| カ 確認処理簿    | 資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式4の例による。                                                |

(4) 変更手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の記載事項に変更が生じたときの手続きは、次のとおりとする。

- |            |                                                                                      |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 申出者      | 当該車両の使用者                                                                             |
| イ 申出書の様式   | 資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式5                                                               |
| ウ 申出書の添付書類 | (i) 交付を受けた緊急通行車両確認証明書及び標章<br>(ii) 変更した事項を確かめるに足りる書類                                  |
| エ 受付窓口     | 県…桐生行政県税事務所又は総務部危機管理課<br>公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課                                    |
| オ 交付物件     | (i) 書換え後の緊急通行車両確認証明書(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式2)<br>(ii) 書換え後の標章(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式3) |
| カ 確認処理簿    | 資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式4の例による。                                                         |

(5) 再交付手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付が生じたときの手続きは、次のとおりとする。

- |            |                                                   |
|------------|---------------------------------------------------|
| ア 申出者      | 当該車両の使用者                                          |
| イ 申出書の様式   | 資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式6                            |
| ウ 申出書の添付書類 | (i) 交付を受けた緊急通行車両確認証明書及び標章で残存するもの                  |
| エ 受付窓口     | 県…桐生行政県税事務所又は総務部危機管理課<br>公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課 |

オ 交付物件 (i) 緊急通行車両確認証明書(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式2)

(ii) 標章(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式3)

カ 確認処理簿 資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式4の例による。

(6) 返納手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、交付を受けた窓口（県、公安委員会）に緊急通行車両確認証明書及び標章を速やかに返納するものとする。(iii) の場合においては、発見し、又は回復した緊急通行車両確認証明書及び標章を返納する。

(i) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき

(ii) 緊急通行車両確認証明書及び標章の有効期限が到来したとき

(iii) 緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付を受けた場合において、亡失した緊急通行車両確認証明書及び標章を発見し、又は回復したとき

〈関係資料〉

資料編 7-3 輸送関係

様式1

|                                                                                                                                                            |                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知事・公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両確認申出書</p> <p style="text-align: right;">申出者 住 所<br/>氏 名</p> |                |
| 番号標に表示されている番号                                                                                                                                              |                |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）                                                                                                                             |                |
| 活 動 地 域                                                                                                                                                    |                |
| 車 両 の<br>使 用 者                                                                                                                                             | 住 所<br>( ) 局 番 |
|                                                                                                                                                            | 氏 名 又<br>は 名 称 |
| 緊 急<br>連 絡<br>先                                                                                                                                            | 住 所<br>( ) 局 番 |
|                                                                                                                                                            | 氏 名            |
| 備 考                                                                                                                                                        |                |

様式2

|                                                                                                                                                       |                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <p>第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</p> <p style="text-align: right;">知 事 印<br/>公安委員会 印</p> |                |
| 番号標に表示されている番号                                                                                                                                         |                |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）                                                                                                                        |                |
| 活 動 地 域                                                                                                                                               |                |
| 車 両 の<br>使 用 者                                                                                                                                        | 住 所<br>( ) 局 番 |
|                                                                                                                                                       | 氏 名 又<br>は 名 称 |
| 有 効 期 限                                                                                                                                               |                |
| 備 考                                                                                                                                                   |                |

様式3



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の面像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする

様式4

| 緊急通行車両確認処理簿 |     |      |       |      |
|-------------|-----|------|-------|------|
| 受付年月日       | 申出者 | 車両番号 | 交付年月日 | 指令番号 |
|             |     |      |       |      |
|             |     |      |       |      |
|             |     |      |       |      |
|             |     |      |       |      |
|             |     |      |       |      |
|             |     |      |       |      |
|             |     |      |       |      |
|             |     |      |       |      |
|             |     |      |       |      |
|             |     |      |       |      |
|             |     |      |       |      |
|             |     |      |       |      |
|             |     |      |       |      |
|             |     |      |       |      |
|             |     |      |       |      |

様式5

|                                                                                                                                            |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知事・公安委員会 殿</p> <p>緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書</p> <p style="text-align: right;">申出者 住 所<br/>氏 名</p> |  |
| 番号標に表示されている番号                                                                                                                              |  |
| 標 章 ・ 証 明 書 番 号                                                                                                                            |  |
| 交 付 年 月 日                                                                                                                                  |  |
| 変 更 の 内 容                                                                                                                                  |  |
| 変 更 の 理 由                                                                                                                                  |  |
| 備 考                                                                                                                                        |  |

様式6

|                                                                                                                                         |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知事・公安委員会 殿</p> <p>緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書</p> <p style="text-align: right;">申出者 住 所<br/>氏 名</p> |  |
| 番号標に表示されている番号                                                                                                                           |  |
| 標 章 ・ 証 明 書 番 号                                                                                                                         |  |
| 交 付 年 月 日                                                                                                                               |  |
| 再 交 付 申 出 の 理 由                                                                                                                         |  |
| 備 考                                                                                                                                     |  |

## 第4節 障害物除去

《市民部、都市建設部》

災害に際して土砂、竹木等の障害物を除去し、交通路を確保して必要物資の輸送を円滑ならしめるほか、貯水等の流出による被害の軽減と、罹災者の保護を図るものとする。

### 1 住居関係障害物の除去

#### (1) 実施機関

障害物の除去は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、市が行うものとする。

#### (2) 除去基準

災害救助法における障害物の除去基準は、同法及びその運用方針によるが、次の基準に該当するものを早急に調査の上実施する。

障害物除去の対象者

- (i) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (ii) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。
- (iii) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないものであること。
- (iv) 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

### 2 道路関係障害物の除去

道路における障害物の除去は、道路法並びに道路交通法に定めるところにより、それぞれ道路管理者、桐生警察署長又は警察官が自力又は作業員、技術者及び建設業者を動員して除去を実施するものとする。

警察官は、緊急輸送道路における緊急輸送車両の円滑な運行を確保するために必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。また、命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手が現場にいないときは、警察官は自ら当該措置をとるものとする。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

### 3 河川関係障害物の除去

市長、消防団長は、水防のため緊急の必要があるとき、自力又は人夫、技術者を動員して水防の現場において工作物その他の障害物の除去を実施する。

### 4 集積場所

原則として、工作物等又は障害物は次の場所に集積するものとし、工作物等は当該工作物が設置されていた場所を管轄する警察署長が保管するものとする。

- (1) 状況により一時的に交通の障害にならぬ場所
- (2) 市有空地



(3) その他適当な場所

## 第7章 避難の受入活動

風水害又は雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに指定緊急避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所等で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

### 第1節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

《防災危機管理課、市民部、保健福祉部》

高齢者等避難、避難指示が発令された場合等、住民を安全な場所に避難させ、良好な避難生活を図る必要がある。

#### 1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 市は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を新総合防災情報システム等により速やかに県(桐生行政県税事務所を経由して危機管理課、桐生行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課、さらに桐生保健福祉事務所)、桐生警察署、桐生みどり消防署等に連絡するものとする。

#### 2 指定避難所の開設

- (1) 市は、災害時に必要に応じて洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (2) 市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を指定福祉避難所として開設する。
- (3) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的な指定福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (4) 市は、指定避難所及び指定福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等とともに、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを新総合防災情報システム等により速やかに県(桐生行政県税事務所を経由して危機管理課、桐生行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、桐生警察署、桐生みどり消防署等に連絡するものとする。

ア 開設の日時、場所

イ 箇所数及び収容人数

ウ 開設期間の見込み

エ 避難対象地区名

- (5) 市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (6) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

### 3 避難所の収容対象者

---

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
  - ア 住居が全壊、全焼、流出、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
  - イ 自己の住宅には直接被害はないが、現実には災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- (2) 災害により、現に被害を受けるおそれがある者
  - ア 高齢者等避難、避難指示が発令された場合
  - イ 高齢者等避難、避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者
- (3) 市内等に観光又は仕事で来ており、災害により帰宅が困難となった者
- (4) その他避難が必要と認められる場合

### 4 避難所担当者の配置

---

市は、指定避難所を開設したときは、当該指定避難所に常駐する担当者を配置するものとする。

### 5 避難者の受入れ

---

- (1) 避難所担当者は、避難地域の避難者を受入れるとともに、他地区より避難してきた避難者についても受入れるものとする。
- (2) 避難所担当者は、避難者の受入れをしたときは、直ちに避難者名簿を作成するものとする。
- (3) 避難所担当者は、避難者の受入れに当たり当該指定避難所が被害を受け、受入れ困難となったとき、又は受入れ能力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の指定避難所にこれを受入れる。
- (4) 指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置、県への要請等により必要な施設の確保を図るものとする。

### 6 避難者に係る情報の把握

---

市は、指定避難所ごとに別記様式例による避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、自治会や自主防災組織、消防団、NPO・ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

### 7 避難者に対する情報の提供

---

市は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。  
また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮するものとする。

## 8 避難所の運営・管理

- (1) 市は、避難所内の円滑な運営を行うため、避難生活が長期に渡ることが予想される場合には、避難所運営委員会の設置を推進するものとする。  
 避難所運営委員会が設置されない場合においても、地域の状況に応じて自主運営の推進を図り、それが不可能な場合は、市職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て避難所の開設、運営を行うこととする。この場合においても、可能な限り早期に避難者の組織化を促し、自主運営を図ることとする。  
 また、避難所での緊急事態に対応するためガードマン等の配置を検討するものとする。
- (2) 避難所の管理者及び施設の管理者は、住民、自主防災組織及び赤十字奉仕団等ボランティアの協力を得て、避難所の管理をするものとする。
- (3) 避難所管理責任者は、避難所状況報告書により収容状況を災害対策本部に報告する。また、「避難所別避難者一覧表」を作成するものとする。
- (4) 避難所管理責任者は、次の事項が発生したときは、直ちに災害対策本部に報告する。
  - ア 被災者の収容を開始したとき。
  - イ 収容者全部が退出又は転出したとき。
  - ウ 収容者が死亡したとき。
  - エ 避難所に悪疫が発生したとき。
  - オ その他報告を必要とする事項が発生したとき。
- (5) 市は、避難所の自治組織の結成を促し、被災者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援するとともに、混乱防止のための避難者心得の掲示等を行うものとする。
- (6) 学校は、児童・生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが災害初期において教員は可能な範囲で避難所の運営に協力するとともに、学校職員が学校長の指示を受け必要に応じて避難所の支援業務を行うものとする。
- (7) 常に災害対策本部と情報交換を行い、応急対策の実施状況・予定等、適切な情報を適宜避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努めるものとする。
- (8) 避難生活が長期化する場合、関係各部は協議のうえ、仮設トイレや公衆電話の設置等避難生活の環境整備に努める。また、高齢者や障がいを持つ人の介護や更衣・授乳等のための設備、スペースについて配慮する。なお、要介護高齢者や障がい者等については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への二次的避難についても対応するものとする。

## 9 良好な生活環境の確保

- (1) 市は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。
  - ア 受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。
  - イ 指定避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。
  - ウ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。
  - エ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

オ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。  
 カ 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給の平等かつ効率的な配給や栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努める。

キ 入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要な水の確保に努める。

ク 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

ケ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

コ 防災拠点となる避難所については、停電時の電力確保等の施設整備に努める。

(2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

(3) 避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

(4) 市は、良好な避難生活環境の確保を目的に、必要に応じて「湯〜トピアみどモスパ」の温浴施設を被災者に対して開放するものとする。

## 10 要配慮者への配慮

市は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ指定福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

## 11 感染症への対応

(1) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、県（桐生保健福祉事務所）へ連絡の上、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

## 12 男女のニーズの違い等への配慮

市は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

ア 指定避難所運営担当職員に女性を配置する。

イ 指定避難所運営体制への女性や子育て家庭の参画を進める。

- ウ 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- エ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- オ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- カ 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。
- キ 女性用と男性用、男女兼用のトイレを離れた場所に設置する
- ク トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
- ケ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- コ 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

### 13 家庭動物への配慮

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

### 14 在宅避難者等への配慮

市は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、指定福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

また、市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

### 15 車中泊避難者への配慮

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

### 16 指定避難所の早期解消

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努めるものとする。

### 17 救助機関職員等への惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

### 18 県域を越えた広域医療搬送

市は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送にあたり、広域搬送拠点として使用することが適当な、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくことなど、広域的な救急医療体制の整備に努める。

また、広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

〈関係資料〉

- 資料編 7-1-1 指定避難所、指定待避所※、広域避難場所及び指定緊急避難場所一覧
- ※指定待避所 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の避難所を待避所として別に指定する。
- 資料編 7-1-2 福祉避難所一覧
- 資料編 7-1-3 避難所状況（開設・閉鎖）報告書
- 資料編 7-1-4 避難者名簿
- 資料編 7-1-5 避難所別避難者一覧表

## 第2節 応急仮設住宅等の提供

《防災危機管理課、都市建設部》

### 1 応急仮設住宅の提供

- (1) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努めるものとする。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

### 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び調整

市は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

### 3 応急仮設住宅の運営管理

- (1) 市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。
- (2) 市は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

### 4 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

### 5 賃貸住宅のあっせん

市は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

### 6 民間賃貸住宅等も含めた多様な避難場所の確保

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

### 7 要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の居住に適した構造の住宅



の提供に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

## 8 被災者等への「こころのケア」対策の充実

---

市は、県、関係機関及び関係団体等と連携し、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの整備に努める。

〈関係資料〉

資料編 7－1－8 応急仮設住宅建設予定地

### 第3節 広域一時滞在

#### 《防災危機管理課》

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難が市内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手續等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在进行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、市は、他市町村等へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告するものとする。また、市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。

#### 1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、市に対し、通知するものとする。
- (5) 市は、速やかにその内容を周知し、県（危機管理課）に報告するものとする。
- (6) 市は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

#### 2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県（危機管理課）に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 市は、県（危機管理課）からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を周知するものとする。
- (3) 市は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

#### 3 広域一時滞在に係る助言

市は、必要に応じて、県（危機管理課）に対して地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を求めることができる。

## 第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ

《防災危機管理課、総務部、保健福祉部、教育部》

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、市においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入に迅速に対応できるようあらかじめ受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、市内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

### 1 受入可能な避難施設情報の把握

- (1) 市は、あらかじめ指定した指定避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

### 2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 市は、市内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「市広域避難者受入総合窓口」を設置する。市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告するものとする。
- (2) 市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 市は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

### 3 県内市町村との協力

市は、適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入に係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

### 4 避難所開設の依頼

- (1) 市は、県（総務部）より避難所開設依頼の通知を受けた場合は、第2部第7章第1節2の規定に準じて、開設の準備を行う。

### 5 広域避難者の受入れ

- (1) 市は、県（総務部）より受入れた広域避難者について実施する救助方針の決定の通知を受けた場合は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (2) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。  
 なお、群馬県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、開設された県又は市の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、県及び市が調整した結果に基づき、市の運営する避難所へと移動することとする。
- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は市においてバス等の移動手段を手配する。

## 6 避難所の運営

---

- (1) 管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等  
第7章第1節4～7の規定を準用する。
- (2) 良好な生活環境の確保、要配慮者等への配慮及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応  
第7章第1節9～11の規定を準用する。
- (3) 広域避難者に係る情報等の県への報告  
市は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県（総務部）へ報告する。
- (4) 被災県からの情報等の避難者への提供  
市は、県（総務部）を通じて得た、被災県からの広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供するものとする。

## 7 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

---

市教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて避難児童・生徒の市内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

## 8 避難所の閉鎖

---

市は、被災県からの要請に基づき、県を通じて避難所の閉鎖の通知を受けた場合は速やかに避難所を閉鎖する。

## 第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-P L o）を活用し、情報共有を図るものとする。

### 第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

《防災危機管理課、産業観光部、都市建設部、群馬東部水道企業団》

#### 1 需要量の把握及び配給計画の樹立

市は、指定避難所及び被災地において被災者及び災害応急現地従事者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。必要量の確保と供給ができない場合は、県又は相互応援協定締結市町村などに対し応援を要請するものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、L G B T Q等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。

#### 2 応急食料の供給を行う場合

- (1) 被災者に対し、炊き出し等による供給を行う必要がある場合
- (2) 災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止活動等に従事する者に対して供給を行う場合

#### 3 食料等の備蓄

- (1) 住民は、自らの生命は自らで守るとの基本的精神のもとに、最低3日分、推奨1週間分の非常食料等を家庭内に備蓄するよう励行する。
- (2) 市は、発災時の被害想定、住民の家庭内備蓄状況等を勘案し、被災後3日間は、県及び相互応援協定締結市町村などの援助物資を待つことなく、被災者及び災害応急現場従業員等に食料等が供給できるよう備蓄に努めるものとする。

また、相互応援協定締結市町村等と連携し、備蓄すべき品目あるいは分量を相互に分担して行うなど、効率的、合理的備蓄に配慮するものとする。

#### 4 食料供給品目

- (1) 食品の供給は、被災者等が直ちに食することができるものとする。
- (2) 供給品目は、米穀、乾パン又は麦製品及び副食品とする。

#### 5 食料供給数量

供給数量は、知事又は市長が必要と認める受給者数及び期日の日数に次に掲げる基準量を乗じて得た数量とする。

なお、乾パン及び麦製品の精米換算率は、100%とする。

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| (1) 炊き出し用として供給する場合      | 1人1食当たり200g |
| (2) 通常の供給機関を通じないで供給する場合 | 1人1食当たり400g |
| (3) 救助作業用として給食する場合      | 1人1食当たり300g |

## 6 災害救助法による給水量

---

1人1日3リットル程度は最小限確保する。

## 7 食料の調達

---

- (1) 市は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
  - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
  - イ 製造・販売業者からの購入
  - ウ 他市町村に対する応援の要請
  - エ 県に対する応援の要請
- (2) 食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

## 8 飲料水の調達

---

- (1) 水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請するものとする。
- (2) 市は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
  - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
  - イ 製造・販売業者からの購入
  - ウ 他市町村に対する応援要請
  - エ 県に対する応援要請

## 9 生活必需品等の供給

---

- (1) 実施責任者
 

被災者に対する衣料、生活必需品等の供給又は、貸与については、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合における罹災者に対する衣料、生活必需品等の供給、物資の確保及び輸送は知事が行い、被災者に対する供給は、知事の補助機関として市長が実施する。
- (2) 物質の供給又は、貸与の対象者
  - ア 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は、床上浸水した者
  - イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
  - ウ 被服、寝具その他生活必需品がないために、直ちに日常生活を営むことが困難な者

## 10 生活必需品の調達

---

- (1) 市は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
  - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

- イ 製造・販売業者からの購入
- ウ 他市町村に対する応援の要請
- エ 県に対する応援要請
- オ 義援物資の募集

- (2) 市による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用品
- エ 光熱材料

## 11 燃料の供給

市は、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

## 12 物資の配給

市及び群馬東部水道企業団は、市が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

- (1) 指定避難所に受入れた者  
調達した食料等をあらかじめ指定避難所ごとに指定された責任者を通じて供給する。
- (2) 被災者に対するもの  
調達した食料等を直接供給するほか、小売販売業者又は取扱者を指定して行う。
- (3) その他災害対策要員に対するもの  
(1)に準じて行う。
- (4) 配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。
  - ア 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。  
なお、炊出しについては、保健福祉部局と自主防災組織、婦人会、NPO・ボランティア等が協力して行うものとする。その際は、事前に献立を作成しておくことが望ましい。
  - イ 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。
  - ウ 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
  - エ 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

## 13 炊き出しの場所、方法等

- (1) 炊き出し場所  
指定された炊き出し場所で行う。ただし、災害等の状況に応じては、避難施設において行う。

| 場所        | 所在地        | 電話      | 備考 |
|-----------|------------|---------|----|
| 笠懸小学校調理室  | 笠懸町鹿346    | 76-2100 |    |
| 笠懸東小学校調理室 | 笠懸町阿左美1010 | 76-6167 |    |
| 笠懸北小学校調理室 | 笠懸町阿左美3730 | 76-6833 |    |

|             |              |         |  |
|-------------|--------------|---------|--|
| 笠懸中学校調理室    | 笠懸町鹿362      | 76-2011 |  |
| 笠懸南中学校調理室   | 笠懸町阿左美829    | 76-6211 |  |
| 笠懸公民館調理室    | 笠懸町阿左美1581-1 | 76-2211 |  |
| 大間々学校給食センター | 大間々町大間々519   | 46-9491 |  |
| 大間々老人憩の家    | 大間々町桐原1251-1 | 72-1620 |  |
| いきいきセンター    | 大間々町大間々1378  | 72-1765 |  |
| 東公民館調理室     | 東町花輪205-2    | 97-2721 |  |

必要に応じて各区公民館・集会所でも行う。

(2) 炊き出しの方法

婦人消防隊、赤十字奉仕団、自治会等の団体の協力を得て行うものとする。

## 14 供給又は貸与の期間

炊き出し、その他による食料等の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。

衣料、生活必需品等を供給又は、貸与する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。

〈関係資料〉

資料編 7-2

物資供給関係



## 第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

市は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

### 第1節 保健衛生活動

《市民部、保健福祉部》

市は、被災地におけるごみ、し尿及びがれき等の実態を県に報告し、県の指導により、収集処分を行う。被害が甚大で市において処理が困難なときは、県（東部環境事務所）に対し関係機関、近隣市町村、場合によっては県外からの応援体制を求める等、必要な措置を要請するものとする。

#### 1 被災者の健康状態の把握等

- (1) 市は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣し巡回健康相談などを実施するものとする。
- (2) 市は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、桐生保健福祉事務所を通じて、県（健康福祉課）に応援を要請するものとする。
- (3) 巡回健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得て実施するものとする。
- (4) 市は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。
- (5) 災害時に発生する心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に対し、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図る等長期的な被災者のこころのケア対策を行うセンターを被災地域に設置するものとする。
- (6) 市は、必要に応じて「湯〜トピアみどモスパ」の温浴施設を被災者に対して開放し、健康状態の維持に努めるものとする。

#### 2 食品衛生の確保

- (1) 市は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

#### 3 し尿の適正処理

- (1) 市は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。
- (2) 市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。また、簡易トイレ、トイレトラック、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

- (3) 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (4) 市内でし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとする。

#### 4 し尿処理対策

---

- (1) 市は、被害状況や避難施設の状況を勘案し、し尿処理計画を策定するものとする。
  - ア 収集ルート決定
  - イ 処分方法及び処分場所決定
- (2) し尿収集作業の実施に当たり、職員、機材等に不足が生じる場合には、災害応援協定を締結している市町村や関係業界等へ応援を要請するものとする。
- (3) し尿の処理に当たっては、処理施設、し尿貯留場やマンホール等状況に応じ処理するものとする。

#### 5 トイレ対策

---

- (1) 既設トイレの利用
  - ア 災害後の断水等が発生した場合において、各家庭や事業所、避難所等では、施設内の既設トイレに被害がない場合は、その使用を最優先するものとする。
  - イ 各家庭や事業所、公的施設の管理者は、既設トイレを利用するため水道水の代わりの生活用水確保に努めるものとする。
  - ウ 近隣住民は、協力して河川、学校プール水の利用を図り、また周辺の家庭や事業所等が保有する井戸、タンク等水の利用を図るものとする。
  - エ 住民利用施設等の管理者は、施設内のトイレが使用可能な場合は、極力住民に開放するものとする。
  - オ 市は、災害直後の被災者への飲料水の供給に続き、速やかに生活用水の供給を実施するものとする。トイレ用生活水の供給に当たっては、避難施設等の被災状況を勘案し、生活用水の供給により既設トイレが使用可能となる施設に随時供給するものとする。
- (2) トイレトラックの利活用
  - 市は保有するトイレトラックをトイレの不足する地域に配備するとともに、災害派遣トイレネットワークプロジェクトを活用して全国からトイレカーの支援を受けるものとする。
- (3) 仮設トイレの調達
  - 建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレを調達するものとし、非常用トイレの備蓄にも努めるものとする。
- (4) 仮設トイレの配置
  - 既設トイレ等の使用が不可能な指定避難所、地域に対して、計画的に仮設トイレの配置を行うものとする。
    - ア 市は、指定避難所の避難者の状況及び水洗トイレ等の使用可能状況、下水道施設の復旧状況を調査し、仮設トイレの場所、機種、基数(100人に1基を目途)等について、配置計画を策定し、使用に必要な設備、物品及び薬剤等も含め配置するものとする。
    - イ 仮設トイレの使用について、掲示やチラシ等により周知を図るものとし、避難者の協力を得て清掃管理を行うものとする。
- (5) し尿処理業者との連絡調整
  - 処理にあたり、業者との連絡調整を密にし、処理能力等から県及び近隣自治体への応援要請を行うか判断するものとする。

## 6 生活ごみ・水害廃棄物の適正処理

---

- (1) 道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生等に対応するため、市は、人員及び収集運搬車を確保して、ごみの迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、ごみ処理施設の応急復旧に努めるものとする。
- (2) 収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (3) 収集した水害廃棄物は、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため、市は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (4) 市は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。
- (5) 市内でごみを処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとする。

## 7 ごみ処理対策

---

- (1) ごみ処理の初期は、次の対応をするものとする。
  - ア 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量の把握
  - イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みの把握
- (2) ごみ処理活動は、次のとおりとする。
  - ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
  - イ 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
  - ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
  - エ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (3) 市内で生活ごみを処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとする。

## 8 廃棄物(がれき)処理対策

---

- (1) 災害廃棄物については、罹災証明書発行に基づく被災家屋の棟数を把握するとともに、解体申請書類を固定資産評価証明等と照合し、受付を行うものとする。
- (2) 受け付けた物件については、近隣住人に確認のうえ、優先順位をつけ発注名簿を作成するものとする。
- (3) 解体は、市発注による公費解体を原則とし、解体作業を実施するものとする。
- (4) 災害廃棄物の発生量を把握したうえで、ストックヤードに積み置きし、処理又は処分の方法を検討するものとする。
- (5) 災害廃棄物は、市域内での処理を原則とするが、当市は処理施設を有していないことから、市外での処理方法を含め、平時より検討する。

## 9 報告

---

災害時に清掃応急対策を行ったときは、群馬県地域防災計画に定める様式により東部環境事務所を経由して県に報告するものとする。

## 10 災害時における動物の管理等

---

市は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

〈関係資料〉

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 資料編 3－2－5 | 清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告 |
| 資料編 7－4   | 衛生関係                |

## 第2節 防疫活動

### 《市民部、保健福祉部》

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

#### 1 市の防疫活動

- (1) 市は、平常時から住民に対し、感染症対策についての情報提供を行うとともに、県(桐生保健福祉事務所)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。
  - ア 消毒措置の実施(感染症法第27条)
  - イ ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
  - ウ 指定避難所等の衛生保持
  - エ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)
  - オ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- (2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(桐生保健福祉事務所)に協力を要請する。
- (4) その他、県(桐生保健福祉事務所)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。
- (5) 市は指定避難所を開設した場合、必要な防疫措置を講ずるものとする。
- (6) 災害時における防疫に関する報告は、群馬県地域防災計画によるほか、群馬県災害防疫対策実施要綱に基づき遅滞なく実施するものとする。

〈関係資料〉

資料編 3-2-4 防疫関係被害状況報告

### 第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

《防災危機管理課、消防団》

#### 1 行方不明者の捜索

市、消防機関及び警察機関は、相互に協力して行方不明者の捜索に当たるものとする。

#### 2 遺体の収容

発見された遺体は、市及び警察機関が消防機関の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に収容するものとする。遺体の数が多数に上り、市有施設で収容しきれない場合は、市内寺院等に依頼するものとする。

#### 3 遺体の安置

市は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

#### 4 身元の確認

市は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

#### 5 遺体の引渡し

市は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

#### 6 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市長がこれを行うものとする。
- (2) 市は、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県(食品・生活衛生課)を通じて厚生労働省に協議するものとする。
- (3) 市は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、市の埋火葬能力では対応しきれないときは、県(食品・生活衛生課)に応援を要請するものとする。

〈関係資料〉

資料編 7－5

遺体収容関係

## 第10章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

### 第1節 広報・広聴活動

《防災危機管理課、政策企画部、総務部》

#### 1 広報活動

- (1) 市、ライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。
- (2) 広報窓口  
住民に対する広報及び報道機関に対する発表等は、防災危機管理課が担当するものとする。
- (3) 広報資料の収集等  
住民及び報道機関等に対する広報資料の収集等にあつては、おおむね次により行うものとする。
  - ア 第2部第1章第1節及び第2部第2章第1節等により伝達、報告された災害情報若しくは伝達、報告した災害情報
  - イ 災害現場等において総務班等が撮影した被害状況等の写真等
  - ウ 県等関係機関からの災害情報
  - エ その他災害現場からの災害情報
- (4) 広報内容  
広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

|                                                                                                                     |                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 気象・水象状況<br>被害状況<br>二次災害の危険性<br>応急対策の実施状況<br>住民、関係団体等に対する協力要請<br>避難指示等の内容<br>指定緊急避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区<br>避難時の注意事項 | 受診可能な医療機関・救護所の所在地<br>交通規制の状況<br>交通機関の運行状況<br>ライフライン・交通機関の復旧見通し<br>食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所<br>各種相談窓口<br>住民の安否<br>スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- (5) 警戒段階の広報（おおむね次の事項を伝達するものとする。）
  - ア 防災気象情報の発令状況
  - イ 災害危険区域等に関すること
  - ウ 避難に関すること
  - エ その他必要な事項
- (6) 災害直後の広報（おおむね次の事項を伝達するものとする。）
  - ア 災害情報及び被害状況

- イ 災害時の一般的注意事項
- ウ 住民及び関係団体等に対する協力要請
- エ 市の災害対策活動体制及び活動状況
- オ 被災者に関すること
- カ 避難に関すること
- キ 交通状況
- ク その他必要な事項

(7) その後の広報（おおむね次の事項を伝達するものとする。）

- ア 災害情報及び被害状況
- イ 災害対策の活動及び実施状況
- ウ 市内各種公共施設の被害及び復旧状況
- エ 市一般平常業務の再開状況
- オ その他必要な事項

(8) 住民に対する広報の方法

収集した災害情報及び応急対策等の住民に対する情報は、広報内容に応じて次の方法により速やかに行うものとする。

- ア 報道機関に対して、積極的に資料等を提供し、報道機関を通じて行う広報
- イ 広報車による災害の状況、応急処置の実施状況等の広報
- ウ 消防職・団員及び自治会組織等による口頭伝達による広報
- エ 市役所及び市内主要箇所等における掲示による広報
- オ 市発行の広報紙（チラシ、広報臨時号等）による広報
- カ あらゆる広報媒体を利用した広報

なお、電波による場合は、第2部第2章第2節の定めるところによるものとする。

(9) 広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。

テレビ、ラジオ（コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。）、有線放送、市防災行政無線（戸別受信機）、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話（緊急速報メール機能等を含む。）、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）等

(10) 情報提供機関の連携

市、県（メディアプロモーション課ほか）、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

(11) 要配慮者への配慮

市、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

(12) 情報の入手が困難な者への配慮

市は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難



者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(13) 報道機関への対応

災害時には報道機関が被災地に集中し、活発な情報収集、報道活動を展開するため、市と報道機関との間に問題が生じぬよう次により対応するものとする。

ア 報道機関に対する情報等の発表は、すべて防災総括班が行うものとし、地域創生課長は災害時における広報担当者（発表者）をあらかじめ定め、可能な限り情報を即時に公開する体制を整えておくものとする。

なお、情報の発表に際しては、大きな広報板又は掲示板を用意し、最新情報の掲示等により、記者個別のニーズに対応するようにする。

イ 情報の発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。

(14) 報道機関への発表及び依頼事項

災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する高齢者等避難、避難指示及び注意事項については、速報を依頼するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

|                                      |                                  |
|--------------------------------------|----------------------------------|
| 1 災害防止の事前対策                          | 10 医療救護所の開設状況                    |
| 2 本部の設置又は閉鎖                          | 11 指定緊急避難場所等（指定緊急避難場所の位置、経路等）    |
| 3 気象情報及び気象警報の発令又は解除                  | 12 道路障害物、ごみ及びし尿の状況並びに除去の見込み      |
| 4 河川、橋梁等土木施設状況                       | 13 衣料、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等） |
| 5 火災状況（発生箇所、被害状況等）                   | 14 防疫状況と注意事項                     |
| 6 浸水状況（発生箇所、被害状況等）                   | 15 住民の心得等民心の安全及び社会秩序保持のための必要事項   |
| 7 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等） | 16 その他必要と認める事項                   |
| 8 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）         |                                  |
| 9 給食、給水実施状況（供給日時、量、対象者）              |                                  |

(15) 広報の記録

市における災害広報の記録は、防災危機管理課において整理、保管するものとする。

## 2 広聴活動

(1) 窓口の設置

市は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

(2) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある

る者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

### 3 広報・広聴体制

市における広報・広聴体制は、次表のとおりとする。

|                               | 広報活動                                                                                | 広聴活動                         |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 政策企画部長<br>企画課<br>地域創生課<br>秘書課 | 1 広報活動の総合調整<br>2 プレスセンターの設置。記者会見・記者発表の設<br>営<br>3 放送・報道機関への資料提供（災害対策本部が設<br>置された場合） | 1 広聴活動の総合調整<br>2 総合相談窓口の設置   |
| 危機管理監<br>防災危機管理課              | 総合的な災害情報に係る<br>1 広報資料の作成。記者会見・記者発表の実施<br>2 放送・報道機関への資料提供（災害対策本部が設<br>置されない場合）       | 1 総合的な広報事案の処理                |
| 庁内各課                          | 各分掌事務に関する災害情報に係る<br>1 広報資料の作成。記者会見・記者発表の資料作成<br>2 防災総括班への資料提供                       | 1 専門相談窓口の設置<br>2 専門的な広聴事案の処理 |

### 4 報道機関に対する代表取材の要請

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請するものとする。

〈関係資料〉

資料編 3-2

その他関係法令等による報告

## 第11章 社会秩序の維持に関する活動

---

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

### 第1節 社会秩序の維持

《防災危機管理課、総務部》

#### 1 安全確保に関する広報啓発活動等

---

桐生警察署等においては、地域の自主防犯組織等と連携し、安全確保に関する広報啓発活動を行うとともに、住民等からの相談については、親身に対応するなど、不安軽減に努めるものとする。

## 第12章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。そのため、市は、各管理者に速やかな復旧を依頼するとともに、必要な措置を行うものとする。

### 第1節 施設、設備の応急復旧

《防災危機管理課、都市建設部》

#### 1 実施主体

公共土木施設等の災害応急対策は、施設管理者が行うものとし、市長はその管理する公共土木施設等の災害応急対策を行うものとする。

ただし、市長が行う応急措置の実施が困難なときは、関係機関の応援を得て災害応急対策を行うものとする。

#### 2 迅速な応急復旧の実施

- (1) 市、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 市は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、市、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾン、相互に連携し活動するものとする。
- (5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。
- (6) 道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、県及び市のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

#### 3 応急工事の実施

- (1) 市長は、その管理する公共土木施設等の応急工事又は応急対策を施工する工事について、工法上疑義が生じた場合又は生ずるおそれがある場合は、事前に関係機関等と協議しておくものとする。
- (2) 応急工事を施工する場合は、被害状況を知るに足りる写真、その他関係資料を整備しておくものとする。

## 第2節 公共土木施設の応急復旧

《都市建設部》

### 1 迅速な応急復旧の実施

---

道路、橋梁、堤防等公共土木施設の管理者は、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行うものとする。

### 2 重要施設の優先復旧

---

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

### 3 関係業界団体に対する協力の要請

---

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

### 第3節 電力施設の応急復旧

《防災危機管理課》

#### 1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

#### 2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

#### 3 電力関係機関相互間の応援

電気事業者は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

#### 4 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

#### 5 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

## 第4節 ガス施設の応急復旧

《防災危機管理課》

### 1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

### 2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

### 3 代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

### 4 ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

### 5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

### 6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

### 7 LPガス事業者の実施する応急復旧

LPガス事業者は、都市ガス事業者同様、必要な応急復旧を行うものとする。

## 第5節 上下水道施設の応急復旧

《防災危機管理課、都市建設部、群馬東部水道企業団》

### 1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 水道事業者及び下水道管理者は、被災した浄水設備、給水管、下水道管渠等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。
- (2) 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

### 2 重要施設の優先復旧

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

### 3 代替設備の活用

水道事業者は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

### 4 水道関係機関相互間の応援

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請するものとする。

### 5 広報活動

水道事業者及び下水道管理者は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

### 6 給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧は、次により速やかに行い、供給の確保を図るものとする。

- (1) 地震により配水管が破裂した場合には、応急的に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最少限度にとどめ、要員を非常招集して復旧する。
- (2) 火災の場合の被害は、主として各家庭の給水立ち上がり等が被害を受けるので、作業員に出動を要請し、漏水を止めるとともに臨時給水栓を設置する。
- (3) 水害等により、災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは要員を待機させるとともに、器具資材等を整備して施設の損壊、漏水等を速やかに復旧するものとする。
- (4) 水害及び地震等の災害により、甚大なる被害を受け、井戸の汚染による使用不能又は、水道施設等の復旧に相当の期間がかかると認められるときは、近接市町村又は、自衛隊に給水の応援を要請するものとする。



## 第6節 電気通信設備の応急復旧

《防災危機管理課》

### 1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

### 2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

### 3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- ア 指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- イ 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- ウ 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板（web171）」及び「災害用伝言板」の提供

### 4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

### 5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

## 第13章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられる。  
このため、市は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

### 第1節 ボランティアの受入れ

《保健福祉部、社会福祉協議会》

#### 1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

| 一般ボランティア                                                                                                                      | 専門ボランティア                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難誘導<br>情報連絡<br>給食、給水<br>物資の搬送・仕分け・配給<br>入浴サービスの提供<br>指定避難所の清掃<br>ゴミの収集・廃棄<br>高齢者、障害者等の介助<br>防犯<br>ガレキの撤去<br>住居の補修<br>家庭動物の保護 | 被災者の救出(消防・警察業務経験者等)<br>救護(医師、看護師、救命講習修了者等)<br>建物応急危険度判定(建築士等)<br>被災宅地危険度判定<br>外国語通訳<br>手話通訳<br>介護(介護福祉士等)<br>保育<br>アマチュア無線<br>各種カウンセリング |

#### 2 受入窓口の開設

- (1) 災害対策本部を設置した場合、ボランティアとの連携を図るため、市社会福祉協議会は必要に応じて「みどり市災害ボランティアセンター」を開設し、ボランティア活動の調整等を行う。
- (2) 医療ボランティア、応急危険度判定士等の専門技能を持つボランティアについては、それぞれ関係する班が活動の調整を行う。

#### 3 ボランティアニーズの把握

市及びみどり市災害ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握するものとする。

#### 4 ボランティアの受入れ

みどり市災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの活動環境に配慮するものとする。

また、各指定避難所等のボランティアニーズに基づき受け付け、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、受付名簿を作成する。

## 5 ボランティア活動の支援

---

市及びみどり市災害ボランティアセンターは、次によりボランティア活動を支援するものとする。

- (1) ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。
- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舍等の提供又はあっせんに努める。
- (3) ボランティアの健康管理に関し、必要に応じ医療救護者の巡回等を調整する。

## 6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

---

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、市及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

市が、県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託するにあたり、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

## 7 平常時の対策

---

市は、広報紙等防災ボランティアの啓発を行い、災害時の専門ボランティアを募集し、専門分野ごとに組織しボランティアリーダーの育成を行い、連絡体制の確立を目指す。

また、一般ボランティアについても、協力体制の整備を図る。

〈関係資料〉

資料編 7－6                      ボランティア関係

## 第2節 義援物資・義援金の受入れ

《保健福祉部、社会福祉協議会》

### 1 義援物資の受入れ

#### (1) 需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、市は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。

#### (2) 受入機関の決定

県(健康福祉課)及び市は、相互に調整の上、義援物資の受入機関(県と市が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

#### (3) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、市における仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討するものとする。(第2部第6章第2節7参照)

#### (4) 受入希望物資の公表

受入れを希望する物資のリスト及び送り先を報道・放送機関を通じて公表するものとする。また、同リストは、現地の需給状況を勘案して随時改定するよう努めるものとする。

#### (5) 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

#### (6) 受入物資の配分

市が受け入れた物資については、市が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、県(健康福祉課)と市とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

#### (7) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

#### (8) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、市の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

### 2 義援金の受入れ

#### (1) 義援金の募集

市は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

#### (2) 「募集・配分委員会」の設置

県(健康福祉課)及び市は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」(事務局：県健康福祉課)を設置し、県内における義援金受入事務を一元化するものとする。

|        |            |             |
|--------|------------|-------------|
| 群馬県    | 群馬県町村会     | 日本赤十字社群馬県支部 |
| 被災市町村  | 群馬県市議会議長会  | 群馬県社会福祉協議会  |
| 群馬県市長会 | 群馬県町村議会議長会 | 群馬県共同募金会    |

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 義援金の配分

ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

ウ 義援金の被災者への支給は、市が行うものとする。

## 第14章 要配慮者対策

### 第1節 要配慮者の災害応急対策

《保健福祉部、教育部》

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、市、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

#### 1 要配慮者対策

##### (1) 災害に対する警戒

- ア 市は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、砂防関係機関等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。
- イ 市長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難指示等の発令を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。
- ウ 市は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。
- エ 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達するものとする。

##### (2) 避難

市は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の上、個別避難計画等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

- ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。
- イ 指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、指定福祉避難所の開設を行う。指定福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。指定福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の指定避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、指定福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。
- ウ 指定避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

##### (3) 安否の確認

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び

個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

## 2 要配慮者利用施設の管理者との連携

### (1) 要配慮者利用施設

(第1部第4章第1節「要配慮者対策」のとおり。)

### (2) 災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ 必要に応じ、指定避難所を選定するとともに職員を招集し、入(通)所者の誘導態勢を整える。

ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

### (3) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、市長から避難指示等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、市、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

ウ 避難した入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

### (4) 他施設への緊急入所等

ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県(要配慮者利用施設所管の各課)又は市に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

ウ 県(要配慮者利用施設所管の各課)及び市は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

エ 社会福祉施設の災害時相互応援協定締結団体の管理者は、加盟施設の被災状況等を踏まえ、必要に応じて、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局(群馬県社会福祉協議会)に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請するものとする。

## 3 住民生活相談等の災害応急対策

### (1) 住民生活相談の実施

市は、災害発生後、住宅、教育、就労、中小企業の資金繰り等被災者等の生活相談に応じるため、庁舎内に相談窓口を設置するなど住民生活相談を行うものとする。

### (2) 外国人に対する生活相談の実施

市は、国際交流協会やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、外国人の相談窓口の設置や外国語ボランティアの避難所への配置など、外国人に対する生活相談も行うものとする。

〈関係資料〉

資料編 7-1-2 福祉避難所一覧

資料編 7-1-6 みどり市災害時要援護者避難支援全体計画



## 第15章 その他の災害応急対策

### 第1節 農業の災害応急対策

《産業観光部》

#### 1 農作物関係

##### (1) 病虫害の防除

市は、県から病虫害防除の指示を受けたときは、防除班を編成して防除を実施するものとする。

##### (2) 転換作物の導入指導

市は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導するものとする。

#### 2 家畜関係

##### (1) 家畜の避難

市は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

##### (2) 家畜の防疫及び診療

市は、県(農政課)が家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めたとき、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。

ア 群馬県動物薬品機材協会等を通じて必要な薬品等の確保に努める。

イ 防疫班及び消毒班を現地に派遣し、防疫対策に当たらせる。

ウ 獣医師を派遣又はあつせんする。

エ 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

オ 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

##### (3) 環境汚染の防止

市は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。

#### 〈関係資料〉

資料編 3-2-7 農地・農業用施設被害状況報告

資料編 3-2-8 農作物被害状況報告

## 第2節 学校の災害応急対策

《教育部》

### 1 気象状況の把握

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

### 2 学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検するものとする。

### 3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保するものとする。

- (1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

### 4 教育施設の復旧対策

応急復旧の実施は、市長が行うものとする。

### 5 災害情報の連絡

学校管理者は、児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

### 6 教育の確保

#### (1) 教室及び運動場の確保

学校管理者は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、公民館・図書館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図るものとする。

ア 軽易な校舎の被害の場合は、応急修理を行い、教室不足の時は特別教室を転用する等の措置をとる。

イ 被害が大きく応急修理では使用に耐えられないときは、近隣の学校又は公民館、寺院等を一時使用する措置をとる。

ウ 机、椅子、教材等が不足するときは、近隣の学校等から余剰のものを集め授業に支障ないようにする。

エ 避難者の収容、その他で講堂その他を使用するときは、関係機関とよく連絡のうえ措置するものとする。

#### (2) 代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。

(3) 学用品の支給

ア 学用品等の支給又は、あっせんは、次により行うものとする。

(i) 災害救助法適用地域で、住家の全焼、全壊、流失、半焼、又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に支給する。

(ii) 災害救助法適用災害時で、住家が(i)の被害に達しなかった場合のあっせん

災害救助法は適用されたが、教科書を失った児童、生徒の世帯の被害が床上浸水又は、半焼に達しない場合は教科書等をあっせんする。

なお、この経費は本人負担とし、調達は(i)と併せて調達するものとする。

(iii) 災害救助法が適用されない場合のあっせん

災害救助法の適用を受けなかったが、同一時の災害で他市町村(県内)に災害救助法が適用されたときに、教科書を災害で失ったものがあり、その必要があるときは、(ii)と同じく一括あっせんするものとする。

イ 調達、配給の実施者

(i) 災害救助法による場合(市で実施)

- a 被災児童、生徒の調査
- b 被災教科書の調査報告
- c 教科書の調達
- d 教科書等の配布

(ii) 災害救助法適用時の非適用者に対する場合は、上記(i)に準ずるが、教科書のみについてあっせんするものとする。

(iii) 災害救助法が適用されない場合は、市において実施する。

注：被災児童、生徒の調査、教科書等の調査に当たっては、教育委員会、学校と十分連絡をし、脱ろう、重複のないよう処置するものとする。

ウ 供給品の範囲(災害救助法適用の場合)

教科書、文房具、通常用品

エ 供給品の費用の基準

(i) 教科書

教科書の発行に関する臨時措置法第2条の第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材の実費

(ii) 文房具及び通学用品

住家が全壊、全焼又は流失により被害を受けた者

群馬県災害救助法施行細目(昭和35年群馬県規則第26号)の定めるところによる。

オ 支給期間

(i) 教科書は、災害発生の日から1ヶ月以内

(ii) その他の学用品については、災害発生の日から15日以内

## 7 応急教育方法

応急教育方法の実施に当たっては、施設の応急復旧の状態、児童、生徒及びその家族の被災の程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案し、次の措置をとる。

(1) 被害の程度により授業が不可能と認められるときは、休校とする。

(2) ただし、正規の授業は困難であっても、でき得る限り2部授業、3部授業等の方法により応急授業の実施に努めるものとする。

(3) 授業が長期にわたり不可能のときは、学校と児童、生徒の連絡方法、組織(通学班、子供会等)家

庭学習等の整備工夫をする。

- (4) 応急授業に当たっては、被害児童の負担にならないよう配慮するとともに授業の方法、児童、生徒の保健、危険防止等に留意する。

## 8 給食の措置

---

- (1) 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。
- (2) 学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意するものとする。
- (3) 次の場合には、児童、生徒に対する給食を一時中止するものとする。
  - ア 学校給食施設を災害救助のための炊き出し等に使用する場合
  - イ 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合
  - ウ 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合
  - エ 給食用物資の入手が困難な場合
  - オ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

- (4) 被害状況の報告

給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う準要保護児童、生徒給食補助のため、群馬県地域防災計画の定めるところにより速やかに報告するものとする。

## 9 避難者の援護と授業との関係

---

学校が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、6 (1)により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

〈関係資料〉

資料編 3-2-11 公立学校教育施設被害状況報告

### 第3節 文化財の災害応急対策

《産業観光部、教育部》

#### 1 気象状況の把握

文化財の所有者・管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

#### 2 文化財の安全性の点検

文化財の所有者・管理者は、大規模な地震が発生したときは、文化財施設の損壊状況を確認し、当該施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、安全に十分留意した上で文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

#### 3 利用者・観覧者等の安全確保

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、次により利用者・観覧者等の安全を確保するものとする。

- (1) 文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいる時に被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

#### 4 文化財の安全確保

文化財の所有者・管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土嚢等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

#### 5 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて市（文化財担当部局）等関係機関に連絡するものとする。

#### 6 応急修復

- (1) 文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 市は、(1)の応急修復について積極的に協力するものとする。

〈関係資料〉

資料編 7－7

文化財関係

## 第4節 労働力の確保

### 《防災危機管理課》

#### 1 実施主体

- (1) 災害応急対策の実施に必要な労働力は、市長が必要に応じ当該地域内から確保するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合の災害応急対策の実施に必要な労働力は、市長に救助の実施が委任されているものを除き、知事が確保するものとする。

#### 2 災害救助法による労働者の雇い上げ

災害救助法が適用された場合の労働者の雇い上げは「群馬県地域防災計画」の定めるところによるものとし、その概要は次のとおりとする。

##### (1) 労働者の雇い上げの範囲

次の救助を実施するため必要があるときは、必要最小限の労働者を雇い上げるものとする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産における移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救済用物資の整理、輸送及び配分
- カ 死体の搜索
- キ 死体の処理
- ク その他

##### (2) 雇い上げ期間

被災者の避難の場合は被害が発生し、又はそのおそれのある1日程度とし、他は当該救助の実施が認められる期間とする。

##### (3) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

#### 3 災害救助法によらない労働者の雇い上げ等

##### (1) 災害救助法によらない労働者の雇い上げ

災害救助法の適用によらない災害応急対策の実施に必要な労働者の雇い上げは、市長が必要と認める場合に前記(2)に準じて行うものとする。

##### (2) 職業安定機関への要請

市長は、職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定に基づく労働者の直接募集のみでは労働力の確保が不十分であるときは、桐生公共職業安定所長に求人の申込みと職業紹介の要請を行うものとする。

なお、桐生公共職業安定所長に求人の申込みを行う場合は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ア 職種別所要募集人数
- イ 作業場所及び内容
- ウ 労働条件
- エ 宿泊施設の有無
- オ その他の必要事項

##### (3) 労働者に対する費用の負担

災害救助法によらない災害応急対策の実施に必要な労働者に対する報酬については、市の地域における通常の賃金を考慮のうえ、市が負担する。

- (4) その他市長は、桐生公共職業安定所長の措置する雇用の確保について、資料の提供、求職者に対する連絡等、積極的に協力するものとする。

## 第5節 災害救助法の適用

### 《防災危機管理課》

#### 1 災害救助法に基づく救助の実施

知事(危機管理課)は、当該災害が、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

#### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。

- (1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、本市の場合は、次表のA欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、本市の場合は、次表のB欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。
- (5) 上記(1)から(4)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

災害救助法適用基準表

| 市町村  | 人口(人)  | A  | B  |
|------|--------|----|----|
| みどり市 | 49,648 | 60 | 30 |

#### 3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、2(5)による救助の種類は、(1)のうち避難所の設置である。

#### 4 救助の実施機関

災害救助は知事(危機管理課及び関係課)が実施し、市長はこれを補助する。



ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

## 5 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

## 6 適用手続

災害救助法の適用手続は、次による。

- (1) 知事(危機管理課)は、市からの被害報告に基づき災害救助法が適用されるか否かを判断する。
- (2) 知事(危機管理課)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を周知するとともに、内閣府政策統括官(防災担当)に報告する。
- (3) 知事(危機管理課)は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに周知する。

## 7 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

| 収入見込額に対する割合 | 2/100以下の部分 | 2/100～4/100の部分 | 4/100超の部分 |
|-------------|------------|----------------|-----------|
| 国庫負担率       | 50/100     | 80/100         | 90/100    |

〈関係資料〉

資料編 8－1                      災害救助基準

## 第6節 動物愛護

《市民部、保健福祉部、産業観光部》

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

### 1 動物愛護の実施

#### (1) 実施機関

県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、「動物救護本部」（事務局：県食品・生活衛生課）を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施することとする。

#### (2) 実施方法

動物救護本部は、次の事項を実施することとする。

- ア 飼養されている動物に対する餌の配布
- イ 負傷した動物の収容・治療・保管
- ウ 放浪動物の収容・保管
- エ 飼養困難な動物の一時保管
- オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- カ ボランティアの受入れ・派遣・管理
- キ 一時保護施設の設置・運営・管理
- ク 動物に関する相談の実施等

(3) 市は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。

(4) 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

### 2 動物の保護・収容

市及び防災関係者は、災害発生時において、住民により飼養(家畜を含む)されている動物に対して次の対策を行うものとする。

- (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。
- (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。
- (3) 仮設救護センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。
- (4) 危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、警察機関との連絡体制を図り管理に努める。

## 第7節 帰宅困難者支援

《防災危機管理課、政策企画部、保健福祉部》

災害時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの避難場所の確保等が必要となる。このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを計画する。

### 1 情報の提供

市は、鉄道事業者、バス運行事業者と連携して、帰宅困難者発生状況を把握し、帰宅に困難な情報提供を行うものとする。

### 2 帰宅困難者の支援

市は、帰宅行動を支援するために、飲料水・食料を配布するよう努めるものとする。

徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるように努め、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

また、鉄道等の途絶による帰宅困難者は、最寄りの公共施設に誘導するよう鉄道事業者等に協力を求めるものとする。

### 3 帰宅困難者に対する取組み

#### (1) 普及啓発

市は、事業所等における一斉帰宅の抑制及び食料等の備蓄の促進等必要な対策を行うよう、普及啓発に努めるものとする。

#### (2) 一時避難施設の提供

市は、帰宅困難者のための、既存の避難所など、一時避難施設の提供に努めるものとする。

### 4 事業所等の取組み

#### (1) 従業員の待機

事業所等は、従業員等の安全を確保するため、事業所建物の被災状況を確認のうえ、必要に応じて従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

#### (2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

## 第3部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、県及び市が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

《防災危機管理課》

#### 1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図るものとする。

#### 2 基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

#### 3 住民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、市及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

#### 4 国等に対する協力の要請

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

## 第2節 原状復旧

《市民部、都市建設部》

### 1 被災施設の復旧等

- (1) 市は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 市は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 市は、市長が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で市長に代わって県又は国（国土交通省）が行うことが適当であると考えられるときは、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、県（道路管理課）又は国（国土交通省）へ要請を行う。
- (4) 市は、市長が管理を行う、一級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。
- (5) 市は、災害が発生した場合において、市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を国が市長に代わって行うことが適当と認められるものは、市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行う。
- (6) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- (7) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。
- (8) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

### 2 災害廃棄物の処理

#### (1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

#### (2) リサイクルの励行

市は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 環境への配慮

市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省 令和5年4月）及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」（群馬県アスベスト対策関係課所 令和3年3月）によるものとする。

(4) 広域応援

市は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとする。

### 第3節 計画的復興の推進

《防災危機管理課、都市建設部》

#### 1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 市の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 市は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の要配慮者など多様な住民の意見を反映するよう努める。
- (4) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

#### 2 防災まちづくり

- (1) 防災まちづくりの実施
  - ア 市及び県は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
  - イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 被災市街地復興特別措置法等の活用
 

市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 市及び県は、既存の不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。
- (6) 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

## 第4節 被災者等の生活再建の支援

《総務部》

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

### 1 罹災証明書の交付

- (1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。
- (2) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (3) 市は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

### 2 被災者台帳の作成

- (1) 市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- (2) 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

### 3 災害弔慰金の支給等

市は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うものとする。

市は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

主な支援制度は、次のとおりである。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 群馬県災害見舞金
- (5) 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度）
- (6) 生活福祉資金（災害援護資金）



#### 4 税の徴収猶予及び減免等

市は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずるものとする。

#### 5 雇用の確保

##### (1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所(災害救助法が適用された地域に限る。)が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。

##### (2) 被災者に対する就労支援等

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

#### 6 住宅再建・取得の支援

市及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。

##### (1) 災害復興住宅融資

ア 建設資金

イ 購入資金

ウ 補修資金

##### (2) 地すべり等関連住宅融資

##### (3) 母子・父子・寡婦福祉資金(住宅資金)

#### 7 恒久的な住宅確保の支援

市及び県は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

#### 8 安全な地域への移転の推奨

市及び県は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

#### 9 復興過程における仮設住宅の提供

市及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

#### 10 支援措置の広報等

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、市外に避難した被災者に対しても、市と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

## 11 災害復興基金の設立等

---

市は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第5節 被災中小企業等の復興の支援

《産業観光部》

### 1 中小企業の被災状況の把握

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

### 2 中小企業者に対する低利融資等の実施

市は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）
- (2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
  - ア 中小企業高度化資金
 

被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
  - ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円
  - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証（災害別枠保証）
 

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

### 3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

市は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 助成措置
- (2) 経営資金
- (3) 事業資金
- (4) 農漁業用施設資金
- (5) ㈱日本政策金融公庫農林水産事業による貸付け

### 4 地場産業・商店街への配慮等

市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

### 5 支援措置の広報等

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

## 第6節 公共施設の復旧

《関係各部》

### 1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。  
 なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

### 2 早期復旧の確保

#### (1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

#### (2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

### 3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| ア | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法            |
| イ | 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法            |
| ウ | 公営住宅法                         |
| エ | 土地区画整理法                       |
| オ | 感染症予防法                        |
| カ | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律              |
| キ | 予防接種法                         |
| ク | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 |
| ケ | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律    |
| コ | 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針         |

## 第7節 激甚災害法の適用

《防災危機管理課》

### 1 激甚災害の早期指定の確保

- (1) 市長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下この節において「激甚災害法」という。)に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事(関係各課)に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

〈関係資料〉

資料編 9－1

激甚災害法に基づく特別財政援助の対象

## 第8節 復旧資金の確保

《総務部》

### 1 復旧資金の確保

市は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- ア 普通交付税の繰上交付の要請
- イ 特別交付税の交付の要請
- ウ 一時借入れ
- エ 起債の前借り